

袖ヶ浦市公共下水道事業運営審議会

1 開催日時 令和2年2月18日（火） 午後1時30分開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所7階会議室

3 出席委員

委 員	松田 晴夫	委 員	森岡 かおり
委 員	大久保 努	委 員	篠塚 進
委 員	菊地 芳子	委 員	和田 玲子
委 員	影山 二三子		

（欠席委員） 切替 康夫

4 出席職員

市 長	粕谷 智浩	都市建設部 部長	江尻 勝美
都市建設部 次長	鈴木 敏幸	下水対策課 課長	大野 博之
下水対策課 副課長	重田 裕子	下水対策課 副課長	今関 基夫
下水対策課 班長	渡邊 和彦	下水対策課 副主査	佐々木洸太郎

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5 人
傍聴人数	0 人

6 議 題

- （1）令和2年度袖ヶ浦市下水道事業予算（案）及び事業計画について
- （2）袖ヶ浦市下水道事業の設置等に関する条例の制定について（報告）
- （3）袖ヶ浦市下水道事業経営戦略の策定について（報告）

7 議 事 別紙会議録のとおり

● 議事録署名人の選出

審議会運営規定により、松田会長が篠塚委員と菊地委員を指名する。

議題（１）令和２年度袖ヶ浦市下水道事業予算（案）及び事業計画について

篠塚委員 資料２の１ページ目の下水道使用料について、調定見込額とはこういった意味か。

佐々木副主査 実際に発生した使用料という意味合いです。官公庁会計では、収納額を予算計上していましたが、公営企業会計では調定額が予算化されることとなっています。

篠塚委員 件数見込として１１３，２８１件とあるが、２か月に１回の賦課ということから、これを６で割ると徴収対象件数となるということか。

佐々木副主査 年度中での新規接続による増加を見込んでいるため、一致するわけではありません。

篠塚委員 ３目その他営業収益の工事店・技術者等登録更新手数料について、更新件数が半分となっているがなぜか。

佐々木副主査 指定工事店の更新は５年ごとの更新となっているため、年度ごとに対象の工事店の件数にばらつきがあるためです。

篠塚委員 登録されている工事店が減少するというわけではないということか。

佐々木副主査 その通りである。

篠塚委員 資料２の８ページの下水道総合地震対策整備事業の中で、マンホールポンプ発電機（可搬式）を２基購入することだったが、災害対応の際にマンホールポンプ全機分の準備が必要となるとも考えられるが、対応についてはどう考えているか。

大野課長 今回の台風災害による停電の際に、マンホールポンプの停止に対し、ポンプ車の手配や発電機のリースをし対応を行いました。そのため国の補助金を用いて自前の発電機の配備を行うものです。

汚水についてはある程度マンホールへためることができ、停止してすぐに汚水が溢れるわけではないため、この２基を主要管渠や溢れそうになっている部分へ適宜配置することで対応を行おうと考えています。

大久保委員 会計制度が変更となるとのことだが、これは国の方針によるものか。

大野課長 その通りである。

大久保委員 袖ヶ浦市の経営状況はどうなのか。

大野課長 全国の下水道事業と同じように、古い管渠や施設などの更新工事が今後発生することから、経営は厳しいものになってきています。公営企業会計の適用によって、資産を含めた経営状況が今後見えるようになっていきます。

議題（２）袖ヶ浦市下水道事業の設置等に関する条例の制定について（報告）

事務局より報告。

議題（３）袖ヶ浦市下水道事業経営戦略の策定について（報告）

事務局より報告。

< 14 : 30 閉会 >

出席者 委員：松田会長、森岡副会長、大久保委員、増田委員、菊地委員、和田委員、影山委員

市：江尻部長、鈴木次長、大野課長、重田副課長、今関副課長、渡邊班長、佐々木副主査

傍聴人 0名

上記会議の顛末を証するために、署名する。

令和2年 月 日

会長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印

令和元年度（第2回）袖ヶ浦市公共下水道事業運営審議会

日 時：令和2年2月18日（火）

午後1時30分から

場 所：市役所7階会議室

次 第

1. 開 会

2. 市長あいさつ

3. 会長あいさつ

4. 議事録署名人の選出

5. 議 題

- （1）令和2年度袖ヶ浦市下水道事業予算（案）及び事業計画について
- （2）袖ヶ浦市下水道事業の設置等に関する条例の制定について（報告）
- （3）袖ヶ浦市下水道事業経営戦略の策定について（報告）

6. 閉 会

袖ヶ浦市公共下水道事業運営審議会委員名簿

役職	氏名	選出区分	始期	任期	
委員	マツダ ハルオ 松田 晴夫	学識経験者	平成29年2月10日	平成31年2月10日～2021年(令和3年2月9日)	2期目
委員	モリオカ 森岡 かおり	学識経験者	平成29年2月10日	平成31年2月10日～2021年(令和3年2月9日)	2期目
委員	オオクボ ツトム 大久保 努	学識経験者	平成25年2月10日	平成31年2月10日～2021年(令和3年2月9日)	4期目
委員	シノヅカ ススム 篠塚 進	学識経験者	平成31年4月1日	平成31年4月1日～2021年(令和3年2月9日)	1期目
委員	キクチ ヨシコ 菊地 芳子	受益者・使用者代表	平成29年2月10日	平成31年2月10日～2021年(令和3年2月9日)	2期目
委員	ワダ レイコ 和田 玲子	受益者・使用者代表	平成29年2月10日	平成31年2月10日～2021年(令和3年2月9日)	2期目
委員	カゲヤマ フミコ 影山 二三子	受益者・使用者代表	平成29年2月10日	平成31年2月10日～2021年(令和3年2月9日)	2期目
委員	キリカエ ヤスオ 切替 康夫	受益者・使用者代表	平成31年2月10日	平成31年2月10日～2021年(令和3年2月9日)	1期目

袖ヶ浦市公共下水道事業運営審議会出席職員名簿

番号	所 属	役 職	氏 名
1	都市建設部	部長	えじり 江尻 かつみ 勝美
2	都市建設部	次長	すずき 鈴木 としゆき 敏幸
3	都市建設部下水対策課	課長	おおの 大野 ひろゆき 博之
4	下水道班	副課長	いまぜき 今関 もとお 基夫
5	施設班	班長	わたなべ 渡邊 かずひこ 和彦
6	業務班	副課長	しげた 重田 ひろこ 裕子
7	業務班	副主査	ささき 佐々木 こうたろう 洸太郎

公共下水道事業運営審議会 席次表

議 長 松 田 晴 夫 会 長		市 長	
森 岡 かおり 副会長		菊 地 芳 子 委員	
大 久 保 努 委員		和 田 玲 子 委員	
篠塚 進 委員		影山 二三子 委員	
			委員

下水対策課長	都市建設部長	都市建設部次長
大野	江尻	鈴木

下 水 対 策 課			
重田	佐々木	渡邊	今関

出入口

資料1

令和2年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算書体系

☆ 議案書 令和2年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算

(総則) 第1条

(業務の予定量) 第2条

(収益的収入及び支出) 第3条

(資本的収入及び支出) 第4条

(特例的収入及び支出) 第4条2

(継続費) 第〇条 なし

(債務負担行為) 第〇条 なし

(企業債) 第5条

(一時借入金) 第6条

(予定支出の各項の経費の金額の流用) 第7条

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 第8条

(他会計からの補助金) 第9条

(たな卸資産の購入限度額) 第〇条 なし

(利益剰余金の処分) 第10条

☆ 令和2年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算に関する説明書

○令和2年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算実施計画

(収益的収入及び支出)

(資本的収入及び支出)

○令和2年度袖ヶ浦市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

○給与費明細書

○継続費に関する調書 なし

○債務負担に関する調書

終末処理場等施設包括的維持管理業務委託

終末処理場等施設包括的維持管理業務委託（消費税率引上げ等に伴う追加
分）

袖ヶ浦東部浄化センター他包括的維持管理委託

袖ヶ浦東部浄化センター他包括的維持管理委託（消費税率引上げ等に伴う
追加分）

農業集落排水水洗便所改造資金利子補給

×令和元年度袖ヶ浦市下水道事業予定損益計算書 ※法適初年度のため不要

（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

×令和元年度袖ヶ浦市下水道事業予定貸借対照表（令和2年3月31日）

※法適初年度のため不要

○令和2年度袖ヶ浦市下水道事業予定貸借対照表（令和3年3月31日）

○令和2年度袖ヶ浦市下水道事業予定開始貸借対照表（令和2年4月1日）

○注記

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

2 引当金の計上方法

3 消費税及び地方消費税の会計処理

II 予定貸借対照表関連

III リース契約により使用する固定資産

IV セグメント情報

☆ 参考資料

○予算実施計画明細書

(公共下水道事業) (農業集落排水事業)

収益的收入及び支出

資本的收入及び支出

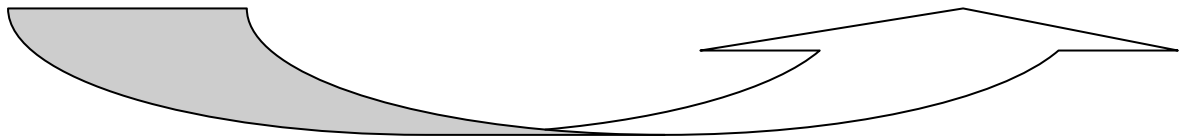
■企業会計方式 (発生主義)

損益計算書

営業費用 (減価償却費 含む)	営業収益
営業外費用	
特別損失	営業外収益
利益	特別利益

貸借対照表

資産	負債
	資本



毎年度の利益が資本として内部留保されます

■地方公営企業会計 用語解説

1	収益的収支 (損益取引≡損益計算書 (P/L))	企業活動による収益とそれに対応する費用が計上される。(減価償却費、長期前受金戻入等の非現金収支を含む。)
2	資本的収支 (資本取引≡貸借対照表 (B/S))	損益取引以外の取引 (現金収支のみ) 通常、収入より支出が多い。その不足分は、各種積立金および内部留保資金で補てんする。
3	特例的収支 (地方公営企業法施行令第4条第4項)	令和元年度の決算は打ち切り決算 (3月末で出納閉鎖) となるため、令和元年度に発生した債権又は債務に係る未収金、未払金を令和2年度に債権又は債務として整理するもの
4	営業収益	下水道使用料等の主たる営業活動から生じる収益
5	営業外収益	長期前受金戻入、一般会計からの繰入金等の主たる営業活動以外の活動によって得られる収益
6	営業費用	営業活動によって生じる費用を指し、維持管理費や減価償却費などがある。
7	営業外費用	営業活動以外によって生じる費用を指し、企業債や借入金の利息などがある。
8	特別損失	臨時的に発生した損失 (賞与引当金、過年度貸倒引当金、消費税)
6	長期前受金戻入	減価償却が取得経費を使用期間全体に費用を割り振る一方、その財源を収益として割り振ること。あくまでも帳簿上の処理で、収益上、実際の現金収入ではない。
7	減価償却費	管路や設備等の資産は、整備後経年に伴い、資産価値が減少していくことから、その目減り分を経費として計上すること
8	貸借対照表 (B/S)	一定の時点における当該事業が保有するすべての資産を総括的に表示したもの 要素としては、資産 (資金の運用形態: (例) 土地、建物、現金等)、負債及び資本 (資産がどのように得られたかを示す: (例) 資本金、企業債等) となっており、これにより、財政状態を把握できる。

9	損益計算書（P／L）	一事業年度における当該事業の経営成績を明らかにするために、その期間中に得た収益とこれに対応する費用を記載し、純損益とその発生の由来を表示したもの
10	キャッシュ・フロー計算書（C／F）	一事業年度の資金収支（現金の収入・支出に関する情報）の状況を、一定の活動区分別に表示したもの 要素としては、業務活動によるキャッシュ・フロー（通常の業務活動の実施による資金の収支）、投資活動によるキャッシュ・フロー（通常の業務活動の基礎となる固定資産の取得及び売却の収支）、財務活動によるキャッシュ・フロー（増資、減資による収支や資金調達、返済に関する収支）となっている。
11	流動資産	現金や通常１年以内に現金化、費用化ができる資産
12	流動負債	未払金などの通常１年以内に返済できる負債
13	発生主義	会計原則の一つで、現金の収入や支出に関係なく、経済的事象の発生または変化に基づきその時点で収益または費用を計上しなければならないもの

■一般会計繰入金の状況

○官公庁会計

公下 410,462千円（内349,451千円 外 61,011千円）

農排 138,438千円（内 90,000千円 外 48,438千円）

合計 548,900千円（内439,451千円 外109,449千円）

○企業会計

・収益的収入

公下 275,964千円（内 58,210千円 外217,754千円）

農排 122,208千円（内 90,000千円 外 32,208千円）

合計 398,172千円（内148,210千円 外249,962千円）

・資本的収入（元金償還分・資本費分）

公下 134,498千円（内14,972千円 外119,526千円）

農排 16,230千円（内 0千円 外 16,230千円）

合計 150,728千円（内14,972千円 外135,756千円）

予算で作成する書類は「予算書」と「予算に関する説明書」に区分されます

予算関連書類の構成

官公庁会計

予算書

- ・歳入歳出予算
- ・継続費
- ・繰越明許費
- ・債務負担行為
- ・地方債
- ・一時借入金の限度額
- ・歳出予算の各項の金額の経費の流用

予算に関する説明書

歳入歳出
予算事項
別明細書

給与費
明細書

継続費
調書

債務負担
行為調書

地方債
調書

歳出節別
一覧表

公営企業会計

予算書

- ・業務の予定量
- ・収益的収入及び支出
- ・資本的収入及び支出
- ・継続費
- ・債務負担行為
- ・企業債
- ・一時借入金の限度額
- etc...

予算に関する説明書

予算の
実施計画
(収益的収入
及び支出、
資本的収入
及び支出)

給与費
明細書

継続費
調書

債務負担
行為調書

前年度
予定貸借
対照表

前年度
予定損益
計算書

当年度
予定貸借
対照表

当年度
予定キャッ
シュ・フ
ロー
計算書

該当あれば作成

法適初年度不要

資料2

令和元年度第2回袖ヶ浦市公共下水道事業運営審議会会議資料

令和2年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算(案)(総括表)(公共下水道) 1～4ページ

令和2年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算(案)(総括表)(農業集落排水) 5～7ページ

令和2年度 主要事業一覧

令和2年2月

都市建設部 下水対策課

令和2年度 袖ヶ浦市下水道事業会計予算（総括表）

★公共下水道収益の収入及び支出（3条予算）

収入 （単位：千円）

款	項	目	令和2年度	令和元年度	差額	平成30年度	内容
			当初予算額(A)	当初予算額(B)	(A) - (B)	決 算	
1 下水道事業収益			1,454,000	0	0	0	内仮受消費税等 60,735 千円
	1 営業収益	1 下水道使用料	667,555				●下水道使用料 ・接続戸数：H30(17, 880戸)(実績) +406 → R1 (18, 264戸)(見込) +384 → R2 (18, 721戸)(予想) +457 ・有収水量見込み増 R1 4,302,027㎥(見込) R2 4,364,574㎥(予想) 件数見込113,281件 調定見込額626,603,511円×98.93%(収納率) ●下水処理負担金 ・消費税分増 ・し尿処理量増 R1:164,760㎥ → R2:164,804㎥ (36,868,873円) ・集落排水松川分量減 R1:52,261㎥ → R2:51,329㎥ (4,083,461円)
		2 他会計負担金	5,057				●雨水処理相当人件費分基準内繰入額
		3 その他営業収益	250				●工事店・技術者等登録更新手数料 ・新規(2社→2社)、更新減(30社→15社) 新規2社×50,000円、更新15社×10,000円
		小計	672,862				
	2 営業外収益	1 他会計補助金	270,755				●一般会計繰入金収益勘定分
		2 長期前受金戻入	509,718				
		3 雑収益	665				●公共下水道敷占用料 74千円 ●東京電力原子力発電所事故賠償金 66千円 (16,500円×4検体) ●その他の雑収益 ・し尿処理施設 給水ポンプ電気使用料 469,700円 ・終末処理場 塩化銀売却費 56,000円
		小計	781,138				
	合計		1,454,000				

令和2年度 袖ヶ浦市下水道事業会計予算（総括表）

★公共下水道収益的收入及び支出(3条予算)

支出 (単位:千円)

款	項	目	令和2年度	令和元年度	差額 (A) - (B)	平成30年度	内容
			当初予算額(A)	当初予算額(B)		決 算	
1 下水道事業費用			1,328,000	0	0	0	内仮払消費税等 28,159 千円
	1 営業費用	1 管渠費	27,933				●人件費 2名分 7,878千円 ●委託料 ・管理委託料 8,361千円 1.包括的維持管理委託 管渠維持管理相当分 ・その他委託料 5,165千円 1.管渠内面調査委託(坂戸市場) 2,200千円 2.下水道施設清掃委託 1,200千円(管渠、マンホール、公共汚水枳) 3.下水道管理システムデータ入力委託 1,600千円 ●工事請負費 1.マンホール蓋調整工事(公共関連)(かずさ水道)15箇所 2,970千円 他、マンホール蓋修繕工事 ●他、賃借料、修繕費、材料費等
		2 処理場費	302,270				●人件費 3名分 19,476千円 ●委託料 ・単契委託料 82,414千円 1.脱水汚泥運搬・処理委託 82,242千円 (3,800t) 他、放射能測定、水質試験時廃油処理委託 ・管理委託料 181,650千円 1.包括的維持管理委託(5年契約) 終末処理場維持管理相当分 181,650千円 ・その他委託料 17,438千円 1.場内水質試験委託 15,642千円 2.施設台帳更新委託 1,155千円 3.事業所立入調査 641千円 ●賃借料 1.施設台帳システム使用料 1,001千円 他、土地賃借料 ●他、保険料等
		3 総係費	69,250				●人件費 4名分 25,004千円 ●負担金 ・使用料徴収委託(接続数増) 調定113,281件×単価370円=41,914千円 ●他、旅費、消耗品、通信運搬費、賃借料等
		4 減価償却費	764,861				
		5 資産減耗費	4,245				●固定資産除却に伴う費用
		小計	1,168,559				
	2 営業外費用	1 支払利息及び企業債取扱諸費	95,296				
		2 消費税及び地方消費税	28,938				
		小計	124,234				
	3 特別損失	1 その他特別損失	30,207				●法適初年度に生じる特別な経費 1.令和元年度課税期間分消費税中間申告(6月)及び確定申告額(9月) 23,041千円 2.令和元年度賞与引当金分 7,025千円 3.過年度貸倒引当金 141千円
	4 予備費	1 予備費	5,000				
	合計		1,328,000				

収支差引(消費税抜き)純利益	122,285 千円
収支差引(消費税込み)	126,000 千円

令和2年度 袖ヶ浦市下水道事業会計予算（総括表）

★公共下水道資本的收入及び支出(4条予算)

収入

(単位:千円)

款	項	目	令和2年度	令和元年度	差額	平成30年度	内容
			当初予算額(A)	当初予算額(B)	(A) - (B)	決 算	
1 資本的收入			344,000	0	0	0	内仮受消費税等 0 千円
	1 企業債	1 企業債	188,500				●補助事業債 ・総合地震対策整備事業 15,200千円 ・ストックマネジメント事業(公共下水道) 700千円 ●単独事業債 ・幹線管渠建設改良事業 20,000千円 ・総合地震対策整備事業 7,200千円 ・ストックマネジメント事業(公共下水道) 200千円 ●資本費平準化債 145,200千円
	2 他会計補助金	1 他会計補助金	134,498				●一般会計繰入金資本費勘定分 134,498千円
	3 国庫補助金	1 国庫補助金	19,080				●防災・安全交付金 19,080千円
	4 負担金	1 受益者負担金及び分担金	1,169				●受益者負担金 686千円 ・H28(1人)、H30(1人)賦課分 R2猶予解除見込み分 ●区域外流入受益者分担金 483千円 ・新規申請賦課分 2件 (350㎡×1筆×2件×690円/㎡)
	5 長期貸付金償還金	1 長期貸付金償還金	753				●水洗便所改造資金貸付金元利収入現年度分 H27年度貸付分 4,700円 H28年度貸付分 151,600円 H30年度貸付分 249,600円 R1年度貸付分 150,000円 R2年度貸付(160万円)見込分 197,300円
合計			344,000				

令和2年度 袖ヶ浦市下水道事業会計予算（総括表）

★公共下水道資本的收入及び支出(4条予算)

支出 (単位:千円)

款	項	目	令和2年度	令和元年度	差額	平成29年度	内容
			当初予算額(A)	当初予算額(B)	(A) - (B)	決 算	
1 資本的支出			750,000	0	0	0	内仮払消費税等 10,067 千円
	1 建設改良費	1 管渠費	118,832				●人件費 4名 38,673千円 ●委託料 1.受益者負担金賦課徴収事務事業 ・受益者負担金システム保守委託 660千円 ・下水道受益者負担金システムセットアップ委託 220千円 2.下水道総合地震対策事業 ・資材価格調査等特別調査委託 810千円 ・地下埋設物調査委託 2,720千円 3.下水道ストックマネジメント事業(公共下水道) ・ストックマネジメント全体計画策定委託(污水管データ整理、構築) 5,000千円 ・管渠内面調査委託(JR軌道下他) 1,500千円 6箇所 3か年計画 ●工事請負費 1.幹線管渠建設改良事業(公共下水道) ・補助管整備及び試掘工事 2,000千円(枠) ・公共污水樹増設工事 18,000千円(45箇所) 実績H29:30、H30:36、R1:51 2.下水道総合地震対策事業 ・横田第一污水幹線圧送管二条化工事 9,900千円 φ150mm L=150m ・マンホールトイレ整備工事(臨海スポーツセンター) 6,600千円 5基 ・マンホール浮上対策工事(南部幹線他) 8,000千円 ・管渠耐震化工事(管更生)(北部幹線他) 5,500千円 3.下水道ストックマネジメント事業(公共下水道) ・マンホール蓋交換工事(浮上飛散防止対策) 1,650千円
		2 処理場費	25,710				●他、旅費、備用品費、手数料、賃借料、負担金、報償費等 ●工事請負費 ・終末処理場1系散気装置更新工事 18,810千円 ●委託料 ・公共下水道全体計画見直し委託(終末処理場) 6,900千円
		小計	144,542				
	2 固定資産 購入費	1 有形固定資産購入費	4,652				●有形固定資産購入費 ・マンホールポンプ用発電機(可搬式)2基 4,510千円 ・複合ガス検知器 142千円
	3 企業債償還	1 企業債償還金	599,206				R1末残高見込 5,059,278,615円
	4 長期貸付金	1 長期貸付金	1,600				・改造事業貸付金見込み(2件→2件)
	合計		750,000				

収支差引(消費税込み)	△ 406,000 千円
-------------	--------------

令和2年度 袖ヶ浦市下水道事業会計予算（総括表）

★農業集落排水収益の収入及び支出（3条予算）

収入							(単位:千円)
款	項	目	令和2年度	令和元年度	差額	平成30年度	内容
			当初予算額(A)	当初予算額(B)	(A) - (B)	決 算	
1 下水道事業収益			297,000	0	0	0	内仮受消費税等 3,837 千円
	1 営業収益	1 下水道使用料	42,205				【全体】 ・接続戸数: H30(1, 191戸)(実績) → R1(1, 217戸)(見込) → R2(1, 233戸)(見込) ※16戸増 【東部地区】 15,761千円 ・接続戸数: H30(478戸)(実績) → R1(481戸)(見込) → R2(483戸) ※2戸増 ・平均使用量減 (調定件数による算出) 【R1】2,110件 × 37.85㎡ × 131.29円(8%)、1,057件 × 37.85㎡ × 133.72円(10%) 【R2】3,149件 × 37.09㎡ × 134.95円/㎡ 【松川地区】 6,805千円 ・接続戸数: H30(188戸)(実績) → R1(195戸)(見込) → R2(197戸) ※2戸増 ・平均使用量減 (調定件数による算出) 【R1】802件 × 43.37㎡ × 130.14円(8%)、403件 × 43.37㎡ × 132.55円(10%) 【R2】1,259件 × 40.77㎡ × 132.59円/㎡ 【平岡地区】 19,639千円 ・接続戸数: H30(525戸)(実績) → R1(541戸)(見込) → R2(553戸) ※12戸増 ・平均使用量減 (調定件数による算出) 【R1】2,308件 × 39.34㎡ × 129.23円(8%)、1,166件 × 39.34㎡ × 131.62円(10%) +(大口)8件 × 781.00㎡ × 199.38円+4件 × 781.00㎡ × 203.07円 【R2】3,558件 × 38.34㎡ × 131.07円/㎡ +(大口)12件 × 721.42㎡ × 203.31円/㎡
		2 他会計負担金	0				
		3 その他営業収益	0				
		小計	42,205				
	2 営業外収益	1 他会計補助金	122,208				●一般会計繰入金収益勘定分
		2 長期前受金戻入	132,586				
		3 雑収益	1				●延滞金 1千円
		小計	254,795				
	合計		297,000				

令和2年度 袖ヶ浦市下水道事業会計予算（総括表）

★農業集落排水収益的收入及び支出（3条予算）

支出							(単位:千円)
款	項	目	令和2年度	令和元年度	差額	平成30年度	内容
			当初予算額(A)	当初予算額(B)	(A) - (B)	決 算	
1 下水道事業費用			296,000	0	0	0	内仮払消費税等 5,018 千円
	1 営業費用	1 管渠費	20,677				●人件費1人分 5,484千円 ●委託料 ・管理委託料 9,354千円 1.包括的維持管理委託 管渠費分 9,354千円 ・その他委託料 4,380千円 1.MP清掃点検委託 4,180千円 その他管路清掃委託 ●工事請負費 1.人孔蓋調整工事 1,386千円 ●その他、賃借料、保険料等
		2 処理場費	39,270				●人件費1人分 6,444千円 ●委託料 ・単契委託料 1.脱水汚泥堆肥化委託 5,477千円(240t) 他、放射能測定委託 ・管理委託料 26,672千円 1.包括的維持管理委託 処理場分 25,473千円 2.浄化センター日常管理委託 640千円(維持管理組合) 他、汚泥成分委託等 ・その他委託料 454千円 ・区域内水質検査委託、集落排水システムデータ追加委託 ●その他、備用品費、手数料、保険料
		3 総係費	14,004				●人件費1人分 5,600千円 ●負担金 ・使用料徴収委託 調定見込件数7,978件×単価370円＝2,952千円 ・公共下水道への汚水処理負担金 4,084千円 ●他、旅費、備用品費、通信運搬費、賃借料等
		4 減価償却費	186,651				
		小計	260,602				
	2 営業外費用	1 支払利息及び企業債取扱諸費	30,653				
		2 消費税及び地方消費税	602				
	3 特別損失	小計	31,255				
		1 その他特別損失	2,143				●法適初年度に生じる特別な経費 1.令和元年度消費税確定申告額(9月) 809千円 2.令和元年度賞与引当金分 1,331千円 3.過年度貸倒引当金 3千円
	4 予備費	1 予備費	2,000				
	合計		296,000				

収支差引（消費税抜き）純利益	500 千円
収支差引（消費税込み）	1,000 千円

令和2年度 袖ヶ浦市下水道事業会計予算（総括表）

★農業集落排水資本的收入及び支出（4条予算）

収入 （単位：千円）

款	項	目	令和2年度	令和元年度	差額	平成30年度	内容
			当初予算額(A)	当初予算額(B)	(A) - (B)	決 算	
1 資本的收入			67,000	0	0	0	内仮受消費税等 0 千円
	1 企業債	1 企業債	40,900				●単独事業費 ・管渠更生工事 8,500千円
	2 他会計補助金	1 他会計補助金	16,230				
	3 国庫補助金	1 国庫補助金	9,500				●農業集落排水事業交付金 9,500千円
	4 負担金	1 受益者負担金及び分担金	370				●受益者分担金 ・新規分(東部1件:130千円、平岡地区1件:240千円)
	5 長期貸付金償還金	1 長期貸付金償還金	0				
合計			67,000				

支出 （単位：千円）

款	項	目	令和2年度	令和元年度	差額	平成29年度	内容
			当初予算額(A)	当初予算額(B)	(A) - (B)	決 算	
1 資本的支出			124,000	0	0	0	内仮払消費税等 2,441 千円
	1 建設改良費	1 管渠費	19,233				●委託料 ・その他委託料 1.ストックマネジメント事業(農業集落排水) 機能診断松川分 1,375千円 機能診断東部分 3,575千円 機能診断平岡分 3,531千円
							●工事請負費 1.下水道維持管理事業(農業集落排水) ・管渠更生工事(もみの木台団地) 10,000千円 ・MP遠隔操作更新工事(機能追加) 529千円 ・汚水樹増設工事 220千円
							●その他、旅費
		2 処理場費	7,633				●委託料 ・その他委託料 1.下水道維持管理事業(農業集落排水) ・東部浄化センター電気設備検討業務委託 3,168千円
							2.ストックマネジメント事業(農業集落排水) ・最適整備構想策定業務(3地区) 4,465千円
	小計		26,866				
	2 固定資産購入費	1 有形固定資産購入費	0				
	3 企業債償還金	1 企業債償還金	97,134				・R1年度末残高見込:1,764,160,108円
	4 長期貸付金	1 長期貸付金	0				
合計			124,000				

収支差引（消費税込み）	△ 57,000 千円
-------------	-------------

令和２年度 主要事業一覧

(単位:千円)

所 管 課	事 業 名 ()は款・項・目	R2年度 予算額	R元年度 予算額	事 業 の 概 要	本 年 度 の 目 標 値
下水対策課	(1－1－1) (1－2－1) 下水道総合地震対策整備事業	38,040	34,548	大規模地震等の災害時においても、下水道の機能や公衆衛生を確保するため、主要な污水管の耐震化を実施すると共に、避難所へのマンホールトイレの整備を図る。	・地下埋設物調査委託 ・横田第一污水幹線圧送管二条化工事（φ150mm L=150m） ・マンホールトイレ整備工事（臨海スポーツセンター 5基） ・マンホール浮上対策工事（南部幹線他） ・管渠耐震化工事（管更生）（北部幹線他） ・マンホールポンプ発電機（可搬式）購入
	(1－1－1) ストックマネジメント事業（公共下水道）	8,150	2,850	袖ヶ浦市下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の点検調査や改築更新を行うことにより、既存ストックの長寿命化や維持管理コストの平準化を図るとともに、施設の故障や事故を未然に防止する。	・ストックマネジメント全体計画策定委託（污水管） ・管渠内面調査委託（JR軌道下他） ・マンホール蓋交換工事（浮上飛散防止対策） 【全体計画】 袖ヶ浦市下水道ストックマネジメント計画 R1～R5年度 ・主要管渠の内面調査 L=1,054m ・マンホール蓋交換 50箇所
	(1－2－1) 下水道ストックマネジメント事業（農業集落排水） 【新規】	12,949	0	農業集落排水施設のストックマネジメント計画を策定し、施設の点検調査や改築更新を行うことにより、既存ストックの長寿命化や維持管理コストの平準化を図るとともに、施設の故障や事故を未然に防止する。	・最適整備構想策定業務委託 ・機能診断業務委託 【全体計画】 （仮称）袖ヶ浦市農業集落排水施設最適整備構想策定 ・袖ヶ浦東部浄化センター 1施設 ・農業集落排水管 57km ・マンホールポンプ機場 55機場

1 地方公営企業法適用の背景

本市の下水道事業は、公共下水道事業及び農業集落排水事業を実施し、市民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に寄与してきました。

公共下水道事業は、昭和49年に着手し、平成30年度末時点の下水道普及率は約70%、整備済面積は1,042haとなっており、概ね污水管路の整備は完了しています。農業集落排水事業は、平成5年に着手し、平成27年度に袖ヶ浦東部地区、平岡地区及び松川地区の整備が全て完了しております。

このように、本市の下水道事業は、建設の時代から改良・更新を含めた本格的な維持管理・経営の時代へ移行している状況です。

今後は維持管理が中心となることから、将来にわたり持続的に下水道事業を運営し、必要な住民サービスを安定的に提供していくためには、経営状況及び財政状況の明確化が不可欠です。

また、国では、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、「現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。」旨が明記され、各地方公共団体において、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の財務規定等を適用していない公営企業について、平成27年度から平成31年度までの5年間で、同法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計への移行を求めており、特に、資産の規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供している下水道事業及び簡易水道事業については、公営企業会計適用の必要性が高いため、重点的に取り組むよう示されています。

これらを踏まえ、公営企業会計を適用し、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表の作成等を通じて、自らの経営・資産等を正確に把握することで、経営の効率化及び経営改革の推進並びにより適切な説明責任を果たすため、法を適用することにしました。

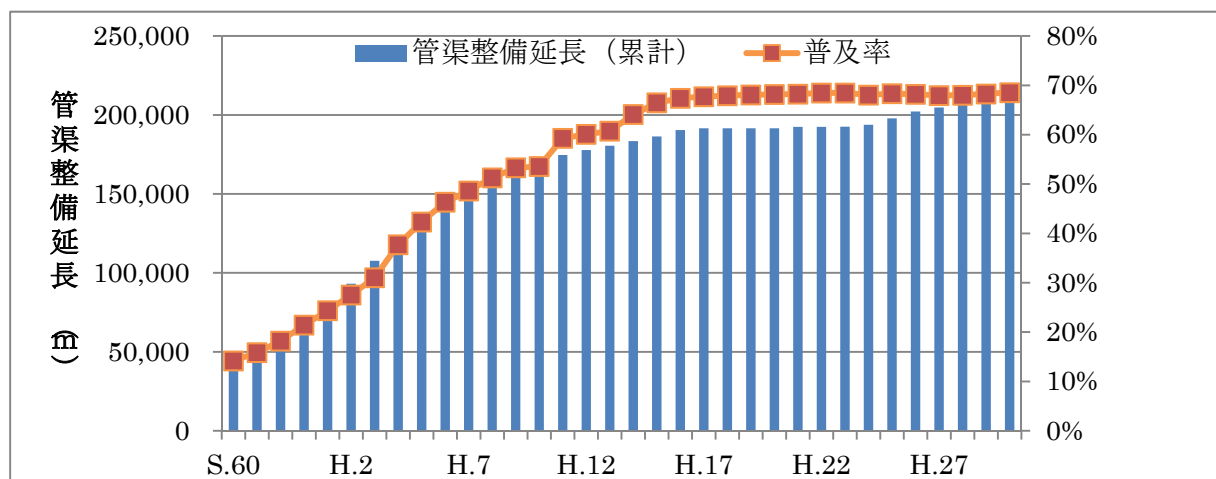


図 本市の管路整備延長と下水道普及率の推移
(農業集落排水事業を除く)

2 地方公営企業法適用の目的

下水道事業は、市民生活に欠かせないライフラインであり、将来に渡って維持していかなければならない社会資本です。

その一方で、人口の減少や節水意識の向上など、下水道事業を取り巻く環境が変化しています。

これらに対応し、市民の皆様に安定した下水道サービスを提供するためにも、「経営基盤の強化」と「持続可能な事業運営の確立」が必要になっています。

このことから、地方公営企業法の適用により経営の視点を重視する企業会計方式を導入することにより、健全かつ安定的な事業経営を構築します。

これ以降、地方公営企業法の適用を「法適化」と表記します。

3 法適化のメリット

法適化に伴い導入される会計方式では、複式簿記^{4頁※1}となること等により、以下の効果が期待されます。

1) 経営状況の明確化と説明責任の向上

- ① 損益計算書や貸借対照表などの財務諸表^{4頁※2}を作成することにより、官庁会計では見えづらかった「1年間の経営成績は黒字か赤字か」などの「経営状況」や「資産をどの程度持っていて、そのために借金がいくらあるか」などの「財政状況」の状況が明らかになります。
- ② 法適化している下水道事業は、複式簿記のルールにより情報が整理されるため、他都市との経営比較や財務指標による財務分析^{4頁※3}が容易にできるようになります。
- ③ ①②に記載のような情報を公開することにより、これまで以上に説明責任を果たすことができます。

2) 使用料の明確化

- ① 企業会計方式では、期間損益計算により費用を把握します。このことにより、使用料収益に対する費用を明確化できるため、より適正な使用料の対象原価を算定できます。
- ② 事業年度毎に発生する費用とその対価となる使用料収益のバランスが適正であるかを、分かりやすく説明することができます。

3) 職員意識の向上

経営状況や財政状況の明確化により透明性が高まることから、これまで以上に経営に対する職員の意識が向上します。

※1 複式簿記

複式簿記は、簿記（会計帳簿に記録する方法）の一種です。簿記には、官庁会計や家計簿で使われる単式簿記と一般企業で使われている複式簿記があります。

これまでの官庁会計での単式簿記が、現金の収支のみを会計帳簿に記録するものであったのに対し、複式簿記は、取引でやり取りされるすべての物の収支を複数の会計帳簿に記録する方法です。

※2 財務諸表

財務諸表は、市民の皆様に下水道事業の経営状態を公表するための書類です。その主なものに、損益計算書(P/L)と貸借対照表(B/S)があります。

損益計算書(P/L)は、企業の経営成績を明らかにするものです。図のように、使用料などの「収益」と維持管理費などの「費用」からなります。

貸借対照表(B/S)は、企業の財政状態を明らかにするものです。図のように、管路施設などの「資産」、市債（元金）などの「負債」と自己資本金などの「資本」からなります。この3つの項目の関係は、現在所有している資産がどのような財源で取得されたのかを表しています。

損益計算書（P/L）		貸借対照表（B/S）	
費用	収益	資産	負債
・維持管理費 ・企業債（利息） ・流域下水道管理運営負担金 ・減価償却費 等	・使用料 ・雨水処理負担金 ・他会計繰入金 ・手数料 等	・土地 ・管路施設 ・ポンプ場施設 ・処理場施設 ・備品 ・施設利用権 ・現金 等	・長期借入金 ・企業債（元金） ・長期前受金 等
			資本（純資産）
			・自己資本金 ・資本剰余金 等

※会計基準見直し後のイメージ

図 損益計算書と貸借対照表の構成イメージ

※3 財務分析

損益計算書や貸借対照表の特定の数字を抜き出して、その割合や伸び率などから収益性や安全性などを標準値や他都市との比較から分析することができます。

財務分析は、複数年の財務分析の指標を比較することで、過去から現在までの傾向を読み取ったり、さらに将来の予測をしたりすることに活用されます。

4 法適化の方針

1) 法適化の範囲

法適化の範囲は、地方公営企業法の規定の全部を適用する「全部適用」と財務規定のみを適用する「一部適用」の２種類があります。

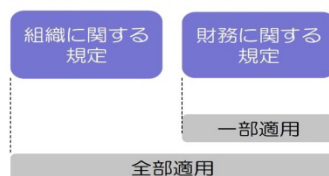


図 全部適用と一部適用における規定の範囲

本市では、以下の理由から「一部適用」を採用します。

- ① 経営状況と財政状況の明確化に主眼を置くことから、財務規定を適用する一部適用で十分に目的を果たせます。
- ② 全部適用に比べ、法適化するまでの作業量と法適化後の事務負担を減らせます。

2) 法適化の対象事業

本市では、「公共下水道」と「農業集落排水」の両事業に地方公営企業法を適用します。

5 条例の制定

将来にわたり、持続的に下水道事業を運営し、必要な住民サービスを安定的に提供していくため、地方公営企業法第4条の規定により、地方公営企業である下水道事業の設置について、また、同法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、法の一部を適用し、法及び政令の規定に基づき、本市における下水道事業の設置等に関し、必要な事項を定めます。

(骨子)

第1 (趣旨)

条例制定の趣旨について規定します。

第 2（下水道事業の設置）

地方公営企業である下水道事業の設置について規定します。

第 3（法の財務規定等の適用）

法の財務規定等の適用について規定します。

第 4（経営の基本）

下水道事業の経営の基本について規定します。

第 5（重要な資産の取得及び処分）

予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分について規定します。

第 6（議会の同意を要する賠償責任の免除）

職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合について規定します。

第 7（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について規定します。

第 8（会計事務の処理）

下水道事業の出納その他の会計事務のうち、会計管理者に委任するものを規定します。

第 9（業務状況説明書類の作成）

下水道事業の業務の状況を説明する書類の作成について規定します。

第 10（委任）

条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める旨を規定します。

附 則

条例の施行期日及び現行の特別会計条例の廃止について規定します。

袖ヶ浦市下水道事業の設置等に関する条例をここに公布する。

令和元年12月19日

袖ヶ浦市長 相谷 智浩

袖ヶ浦市条例第 21 号

袖ヶ浦市下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号。第 3 条において「政令」という。）第 1 条第 2 項の規定に基づき、袖ヶ浦市下水道事業（以下「下水道事業」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(下水道事業の設置)

第 2 条 都市の健全な発展及び市民の生活環境の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業として次に掲げる事業を設置する。

- (1) 公共下水道事業
- (2) 農業集落排水事業

(法の財務規定等の適用)

第 3 条 法第 2 条第 3 項及び政令第 1 条第 2 項の規定により、下水道事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第 4 条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の処理区域は、次のとおりとする。

- (1) 公共下水道事業 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項の規定により策定した事業計画に定めるところによる。
- (2) 農業集落排水事業 袖ヶ浦市農業集落排水処理施設条例（平成 9 年条例第 20 号）及び袖ヶ浦市農業集落排水処理施設のうち流末を公共下水道へ接続する区域の管理条例（平成 14 年条例第 30 号）に定めるところによる。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円を超えるもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円を超えるものとする。

（会計事務の処理）

第8条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

（1） 公金の収納及び支払に関する事務の一部

（2） 公金の保管に関する事務

（業務状況説明書類の作成）

第9条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を翌年度の5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、翌年度の5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び下水道事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(袖ヶ浦市公共下水道事業特別会計条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 袖ヶ浦市公共下水道事業特別会計条例（昭和53年条例第12号）

(2) 袖ヶ浦市農業集落排水事業特別会計条例（平成5年条例第20号）

第1章 経営戦略について

P1

「経営戦略の位置づけ・必要性」

各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である。その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した投資計画と財源の見通しを試算した財政計画を構成要素とし、収入と支出が均衡するよう調整した収支計画である。

- ・公営企業として事業を行う場合には、自らの経営等についての確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要である。
- ・経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に資する重要なツールと位置付けられている。
- ・令和2年度から30年後の令和31年度までの将来試算を行い、中長期的な視点から令和11年度までの経営戦略を策定する。

第2章 下水道事業の概要（経営比較分析表を活用した現状分析）

P6 P7

- ・平成29年度経営比較分析表を用いて、下水道事業経営の現状分析を行った。

(1) 公共下水道事業

- ・経営状況は類似団体と比較すると比較的良好な水準である。
- ・椎の森工業団地Ⅱ期地区の操業等により一時的には使用料収入の増加が見込まれるものの、節水意識の向上や節水型機器の普及により長期的には使用料収入の減少が予想され、更なる経費の削減等に努める必要がある。
- ・施設の老朽化対策は、現在、耐用年数を超過している管路はないが、今後の改良・更新時代を迎える前にストックマネジメント手法を導入し、適切な資産管理を推進する必要がある。

(2) 農業集落排水事業

- ・公共下水道事業に比べると経費回収率が低く、污水处理原価が高くなっており、水洗化率の向上対策や維持管理費等の縮減を図っていく必要がある。
- ・施設の老朽化対策は、供用開始から年数が浅いため顕著な老朽化はないが、今後は施設の計画的な改良・更新が必要である。

第3章 将来の事業環境（人口・使用料・施設の見通し）

P8 P9 P10

- ・令和31年度の行政人口は平成30年度比で人口減少が見込まれ、これに伴い水洗化人口も1%の微減を想定している。
- ・令和31年度の下水道使用料は、椎の森工業団地の工場排水の増収を見込み、平成30年度比で15%増を見込んでいるが、将来的には人口の減少に応じて微減傾向に転じると予測される。

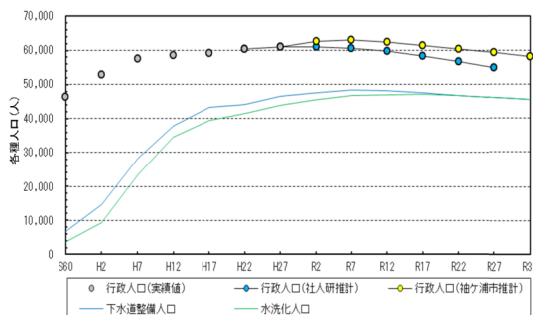


図1 各種人口の推移

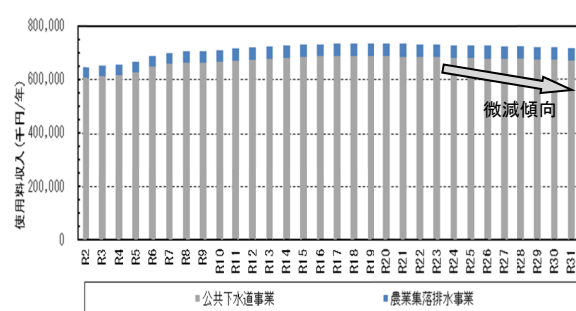


図2 使用料収入の推移

- ・施設の改良・更新は、平成30年3月に長期的な改良・更新需要の見通しを立て、『袖ヶ浦市下水道ストックマネジメント実施方針』を策定している。

今後は、ストックマネジメント手法の導入により改良・更新需要を見直し、計画的かつ効率的な施設管理を推進する。

4章 経営の基本方針

P11

・前項の現状分析を踏まえ、経営の基本方針を以下のとおり設定する。

【経営の基本方針】

- ① 地方公営企業法の適用
- ② 効率的な事業執行
- ③ 計画的な改良・更新事業の推進
- ④ 水洗化率の向上

第5章 投資・財政計画（収支計画）

P12 P13 P14 P15 P16 P17

・投資・財政計画策定にあたっての方針を以下に示す。

投資の方針

今後30年間の事業量の見通しを下記のとおり整理した。

（1）新設需要

＜袖ヶ浦終末処理場の高度処理化＞

東京湾流域別下水道整備総合計画の方針に整合を図るため、施設の高度処理化の検討を進める。現在の処理方式である『標準活性汚泥法』から、『嫌気無酸素好気法（凝集剤添加）+急速ろ過法』への変更を検討していることから、変更する場合の費用を計上した。

（2）改良・更新需要

標準耐用年数を採用して、土木建築施設は耐用年数50年、機械電気設備は耐用年数15年としたが、年間投資額が20億円を超える場合には、事業の前倒しや先送りを行い、費用の平準化を図る。

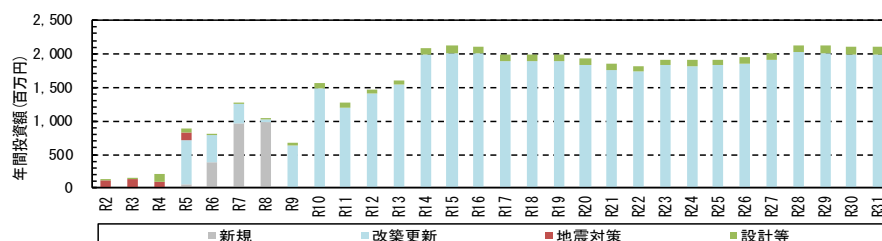


図3 年間投資額(公共下水道事業)

財源の方針

（1）下水道使用料

将来予測される有収水量を基に収納額を設定した。

（2）交付金、企業債

将来の投資に対する財源は、投資額に対して交付金50%、企業債50%と想定した。

（3）一般会計繰入金

使用料収入及び基準内繰入金で賄えない污水資本費(污水維持管理費+污水減価償却費)については、基準外繰入金で補っているが、資本的収支に関して基準外繰入金を抑制するため、必要に応じた資本費平準化債の発行を検討した。

経営状況の見通し

（１）経常収支比率（経常収益÷経常費用×１００％）

- ・経常収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。
- ・今後１０年間は、公共下水道事業は約９７％、農業集落排水事業は約９２％で推移する見込みで、法適用後の収支状況を勘案し、一般会計からの基準外繰入金により不足する収益を賄う必要があるが、今後は、使用料改定や費用の抑制により、基準外繰入金に頼らない自立した運営基盤を構築するため、より一層の経営の健全化を図る。

【公共下水道事業】

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
経常収支比率(%)	97.5	97.4	97.3	97.1	96.9	96.8	96.9	97.0	96.9	96.9
経常収益(百万円)	1,460	1,438	1,396	1,383	1,391	1,408	1,454	1,495	1,506	1,579
経常費用(百万円)	1,498	1,477	1,435	1,424	1,435	1,454	1,501	1,542	1,554	1,629

【農業集落排水事業】

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
経常収支比率(%)	92.2	92.1	92.1	91.8	92.1	92.6	93.0	93.2	93.6	93.8
経常収益(百万円)	299.1	289.4	281.7	267.0	275.2	287.5	301.4	310.5	321.2	332.0
経常費用(百万円)	324.3	314.2	306.0	290.9	298.8	310.6	324.2	333.0	343.3	353.9

※経常収益には基準外繰入金を含めていません。

表１ 経常収支比率の推移（公共下水道事業・農業集落排水事業）

（２）経費回収率（下水使用料÷汚水処理費×１００％）

- ・経費回収率は、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標である。
- ・公共下水道事業の経費回収率は、約９２％で推移する見込みである。使用料の不足分を一般会計からの基準外繰入金により補てんする必要があるが、使用料改定や費用の抑制により、基準外繰入金に頼らない自立した運営基盤の構築を目指す。
- ・農業集落排水事業は、水洗化率の向上等による使用料の増収を見込み、微増傾向と予測した。今後、更なる水洗化率の向上を目指す。

【公共下水道事業】

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
経費回収率(%)	92.7	92.6	92.7	92.5	92.3	92.2	92.2	92.2	92.1	92.2
下水道使用料(百万円/年)	607	612	618	627	648	658	663	664	668	672
汚水処理費(百万円/年)	655	661	667	678	702	714	719	720	725	729

【農業集落排水事業】

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
経費回収率(%)	60.6	61.3	62.2	62.9	63.5	64.4	65.0	65.4	66.0	66.6
下水道使用料(百万円/年)	38.7	39.3	40.0	40.5	41.0	41.7	42.2	42.6	43.0	43.5
汚水処理費(百万円/年)	63.9	64.1	64.3	64.4	64.6	64.8	64.9	65.1	65.2	65.3

※汚水処理費は公費負担(分流式下水道等に要する経費)を控除した値を示します。

表２ 経費回収率の推移（公共下水道事業・農業集落排水事業）

（３）汚水処理原価（汚水処理費÷年間有収水量）

- ・汚水処理原価は、有収水量１ｍ³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費、汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。
- ・公共下水道事業は、公費負担分(分流式下水道等に要する経費)を控除した汚水処理原価は１５０円/ｍ³で推移する。一方、農業集落排水事業は、減少傾向が予測され、水洗化率の向上等による有収水量の増収を見込み、計画最終年度には約１８４円/ｍ³になると予測する。

【公共下水道事業】

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
公費負担控除前(円/m ³)	178.6	172.5	165.7	159.7	154.4	152.9	156.3	160.5	161.7	169.8
汚水処理費(千円)	780,174	759,320	737,011	722,501	722,682	727,802	749,155	770,724	781,184	825,650
年間有収水量(千m ³ /年)	4,368	4,403	4,447	4,523	4,682	4,761	4,794	4,802	4,831	4,863
公費負担控除後(円/m ³)	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0
汚水処理費(千円)	655,200	660,510	667,080	678,405	702,285	714,165	719,025	720,240	724,665	729,435
年間有収水量(千m ³ /年)	4,368	4,403	4,447	4,523	4,682	4,761	4,794	4,802	4,831	4,863

【農業集落排水事業】

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
公費負担控除前(円/m ³)	461.3	434.7	415.8	400	411.4	423.4	440.1	448.9	460.7	471.9
汚水処理費(千円)	145,508	139,322	135,515	132,267	137,688	144,056	151,317	155,976	161,610	167,252
年間有収水量(千m ³ /年)	315.4	320.5	325.9	330.7	334.7	340.2	343.8	347.5	350.8	354.4
公費負担控除後(円/m ³)	202.5	199.9	197.2	194.9	193.0	190.5	188.9	187.3	185.9	184.4
汚水処理費(千円)	63,873	64,063	64,267	64,447	64,602	64,805	64,949	65,081	65,200	65,344
年間有収水量(千m ³ /年)	315.4	320.5	325.9	330.7	334.7	340.2	343.8	347.5	350.8	354.4

表3 汚水処理原価の推移(公共下水道事業・農業集落排水事業)

第6章 投資・財政計画に未反映の取組で今後検討予定の取組の概要

P18

投資計画

- (1) 新規整備に関する事項
- (2) 広域化・共同化・最適化に関する事項
- (3) 投資の平準化に関する事項
- (4) 民間活力の活用に関する事項

財源計画

- (1) 使用料の見直しに関する事項

令和2年4月1日に地方公営企業法の一部適用を予定しており、使用料対象経費のうち資本費の考え方が変更になることを踏まえ、また、将来的な人口動向に伴う使用料収入の減少や市全体の一般財源も限られていることから、地方公営企業法適用後の決算が確定する令和3年度に使用料改定の検討を行う。

- (2) その他の取組

国の交付金交付対象事業を活用するとともに、令和2年度以降の資本費平準化債の発行額は、発行可能額の推計及び企業債の償還に対する財源不足の範囲内で決定する。

第7章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

P19

- ・実施状況の進捗管理を行うとともに、毎年度、事後検証を行い下水道運営審議会に報告し、意見を伺ったうえで、ホームページで公表する。
- ・概ね5年で改定することとし、計画の中間年度である令和6年度には、戦略全体の評価と見直しを行う。
- ・計画と実績の乖離の原因を分析し、「計画策定(Plan)－実施(Do)－検証(Check)－見直し(Action)」のサイクルを活用して、次期戦略策定に反映する。
- ・経営状況の指標に対する評価を行い、終末処理場の高度処理化や、ストックマネジメント手法の導入・見直しに合わせた改定とする。

袖ヶ浦市下水道事業経営戦略（案）

〔
公共下水道事業
農業集落排水事業
〕

（計画期間：令和 2 年度～令和 11 年度）

令和 年 月

袖ヶ浦市 都市建設部 下水対策課

目 次

第1章 経営戦略について	1
1-1. 経営戦略策定の目的	1
1-2. 経営戦略とは	1
1-3. 本市における経営戦略の考え方	1
第2章 下水道事業の概要	2
2-1. 事業の現状	2
2-2. 下水道使用料体系	5
2-3. 組織体制	5
2-4. 民間活力の活用状況	6
2-5. 経営比較分析表等を活用した現状分析	6
第3章 将来の事業環境	8
3-1. 人口の見通し	8
3-2. 下水道有収水量の見通し	9
3-3. 使用料収入の見通し	9
3-4. 施設の見通し	10
第4章 経営の基本方針	11
4-1. 経営の基本方針	11
4-2. 計画期間	11
第5章 投資・財政計画(収支計画)	12
5-1. 計画策定方針	12
5-2. 投資・財政計画の策定	13
5-3. 経営状況の見通し	14
第6章 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組で今後検討予定の取組の概要	18
6-1. 投資計画	18
6-2. 財源計画	18
6-3. 投資以外の経費の取組	18
第7章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	19
別表 投資・財政計画(収支計画)	
公共下水道事業＋農業集落排水事業	20
公共下水道事業	22
農業集落排水事業	24

第1章 経営戦略について

1-1. 経営戦略策定の目的

本市では、下水道事業として、公共下水道事業、農業集落排水事業を実施し、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全に寄与して参りました。

しかし、近年では下水道施設の老朽化に伴う更新投資の増大が見込まれる一方で、節水型機器の普及等により料金収入の低迷が想定され、下水道事業運営基盤の強化が喫緊の課題となっています。

このような状況のなか、将来に渡り持続的に下水道事業を運営していくためには、自らの経営についての確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要です。そこで、中長期的な視点に立ち、現状や課題を整理したうえで、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るための基本計画となる『下水道事業経営戦略』を策定します。

1-2. 経営戦略とは

『経営戦略』とは、下水道事業を始めとする各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。その中心となる『投資・財政計画』は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画(投資試算)と、財源の見通しを試算した計画(財源試算)を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画です。

なお、平成 31 年 3 月に総務省から通知された『「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について』においては、各地方公共団体に対して令和 2 年度までに「経営戦略」を策定するよう要請しています。

1-3. 本市における経営戦略の考え方

中長期的な観点から、今後 10 年間(令和 2～11 年度)の下水道事業経営を展望し、経営基盤の強化に向けた取組の方向性や財政面での見通しを明らかにします。

なお、本市では令和 2 年 4 月 1 日に下水道事業への地方公営企業法の適用を予定しており、官公庁会計から公営企業会計へ会計方式を移行します。公営企業を取り巻く経営環境は、地域の人口動向等に伴うサービス需要の変化や、保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大など厳しさを増しており、不断の経営健全化の取り組みが求められています。本戦略は、これを見据えて策定するものです。

第2章 下水道事業の概要

2-1. 事業の現状

下水道事業は、汚水の排除による生活環境の改善や公共用水域の水質の保全並びに雨水の排除による浸水の防除のために欠くことのできない重要な役割を担っています。本市では、下水道事業として、公共下水道事業(汚水・雨水)、農業集落排水事業(汚水)を実施しています。

(1) 公共下水道事業の現状

本市公共下水道事業(汚水)は、昭和49年に当初事業認可を取得した後、昭和53年に特別会計を設置し、昭和59年から分流式下水道として一部区域の供用を開始しました。平成30年度末時点の全体計画面積は汚水1,418.7ha、雨水1,149.0ha、事業計画面積は汚水1,063.0ha、雨水780.0haとなっています。

平成30年度末時点の汚水整備済面積は1,042.0haとなっており、概ね汚水管路の整備は完了しています。ただし、処理施設については、東京湾流域別下水道整備総合計画の方針に整合を図るため、施設の高度処理化を進める必要があります。

なお、雨水事業については、一般会計で会計処理を行うとともに、土木管理課において維持管理を実施しています。

表1 公共下水道事業(汚水)の概要(平成30年度末時点)

		袖ヶ浦処理区
全体計画面積 (松川地区を含む)※1		汚水 1,418.7ha 雨水 1,149.0ha
事業計画(事業認可)面積 (松川地区を含む)※1		汚水 1,063.0ha 雨水 780.0ha
現在整備済面積 (松川地区を含む)※1		汚水 1,042.02ha 雨水 780.0ha
建設開始年月日		昭和49年4月1日
供用開始年月日		昭和59年4月1日
特別会計設置年月日		昭和53年3月15日
地方公営企業法の適用区分		令和2年4月1日適用予定(一部適用)
処理区域内人口密度※2		41人/ha(= 42,978人/1042.02ha)
流域下水道等への接続の有無		無
汚水処理施設 (分流式)	名称	袖ヶ浦終末処理場
	供用開始	昭和59年4月1日
	処理方式※3	<水処理> 標準活性汚泥法 <汚泥処理> 汚泥濃縮 + 汚泥脱水
	現有処理能力	21,600m ³ /日
汚水ポンプ場	名称	横田汚水中継ポンプ場
	供用開始	平成13年4月1日
	現有揚水能力	1.34m ³ /分
汚水マンホール形式ポンプ場		22箇所
整備済管渠延長		246km

※1:松川地区は農業集落排水事業で整備し管理されているが、流末を公共下水道に接続して汚水処理を行っていることから、下水道計画上は公共下水道事業区域に位置付けています。

※2 処理区域内人口密度 = 供用開始人口(現在処理区域内人口)/現在整備済面積(現在処理区域面積)

※3:全体計画における処理方式:嫌気無酸素好気法(凝集剤添加)+急速ろ過

(2) 農業集落排水事業の現状

本市農業集落排水事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水の施設の機能維持並びに農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全を目的とし、平成5年に袖ヶ浦東部地区の事業認可を取得しました。また、同年には特別会計を設置するとともに鋭意事業の進捗を図り、平成27年度に袖ヶ浦東部地区、平岡地区、松川地区の施設整備が全て完了しました。

このうち、松川地区については公共下水道施設に接続され、汚水処理は公共下水道事業の袖ヶ浦終末処理場で実施しています。

表2 農業集落排水事業(汚水)の概要(平成30年度末時点)

		袖ヶ浦東部地区	平岡地区	松川地区
全体計画面積(汚水)		98.0ha	72.0ha	28.0ha
事業計画(事業認可)面積(汚水)		98.0ha	72.0ha	28.0ha
現在整備済面積(汚水)		98.0ha	72.0ha	28.0ha
建設開始年月日		平成5年7月8日	平成18年4月1日	平成9年7月1日
供用開始年月日		平成10年4月1日	平成24年4月1日	平成15年4月1日
特別会計設置年月日		平成5年9月20日		
地方公営企業法の適用区分		令和2年4月1日適用予定(一部適用)		
処理区域内人口密度※1		22人/ha(= 4,419人/198ha)		
流域下水道等への接続の有無		無		
汚水処理施設	名称	袖ヶ浦東部浄化センター		袖ヶ浦終末処理場で 処理を実施
	供用開始	平成10年4月1日		
	処理方式	<水処理> JARUS-XIVH型 <汚泥処理> 汚泥濃縮+汚泥脱水		
	現有処理能力	1,499m ³ /日		
汚水マンホール形式ポンプ場		55箇所(袖ヶ浦東部地区14、平岡地区31、松川地区10)		
整備済管渠延長		57km		

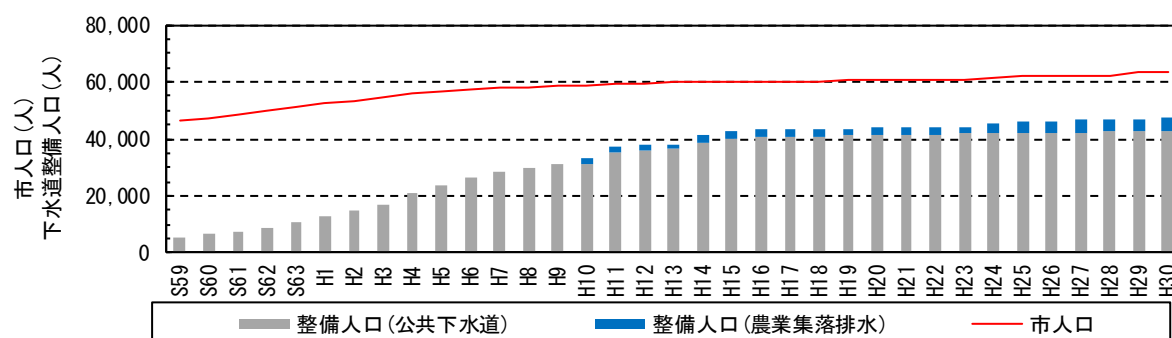
※1 処理区域内人口密度 = 供用開始人口(現在処理区域内人口)/現在整備済面積(現在処理区域面積)

(3) 整備状況

公共下水道事業及び農業集落排水事業の整備人口(供用開始人口)を下図に示します。

平成30年度末時点では、市人口63,704人に対し、整備人口(供用開始人口)は47,397人(公共下水道42,978人+農業集落排水事業4,419人)となっており、普及率(供用開始人口/市人口)は74%に達しています。残りの26%は下水処理区域外であり、汚水管渠の整備は概ね完了しています。

下水道整備状況図を次ページに示します。(「図2 平成30年度末における下水道整備状況図(汚水)」を参照)



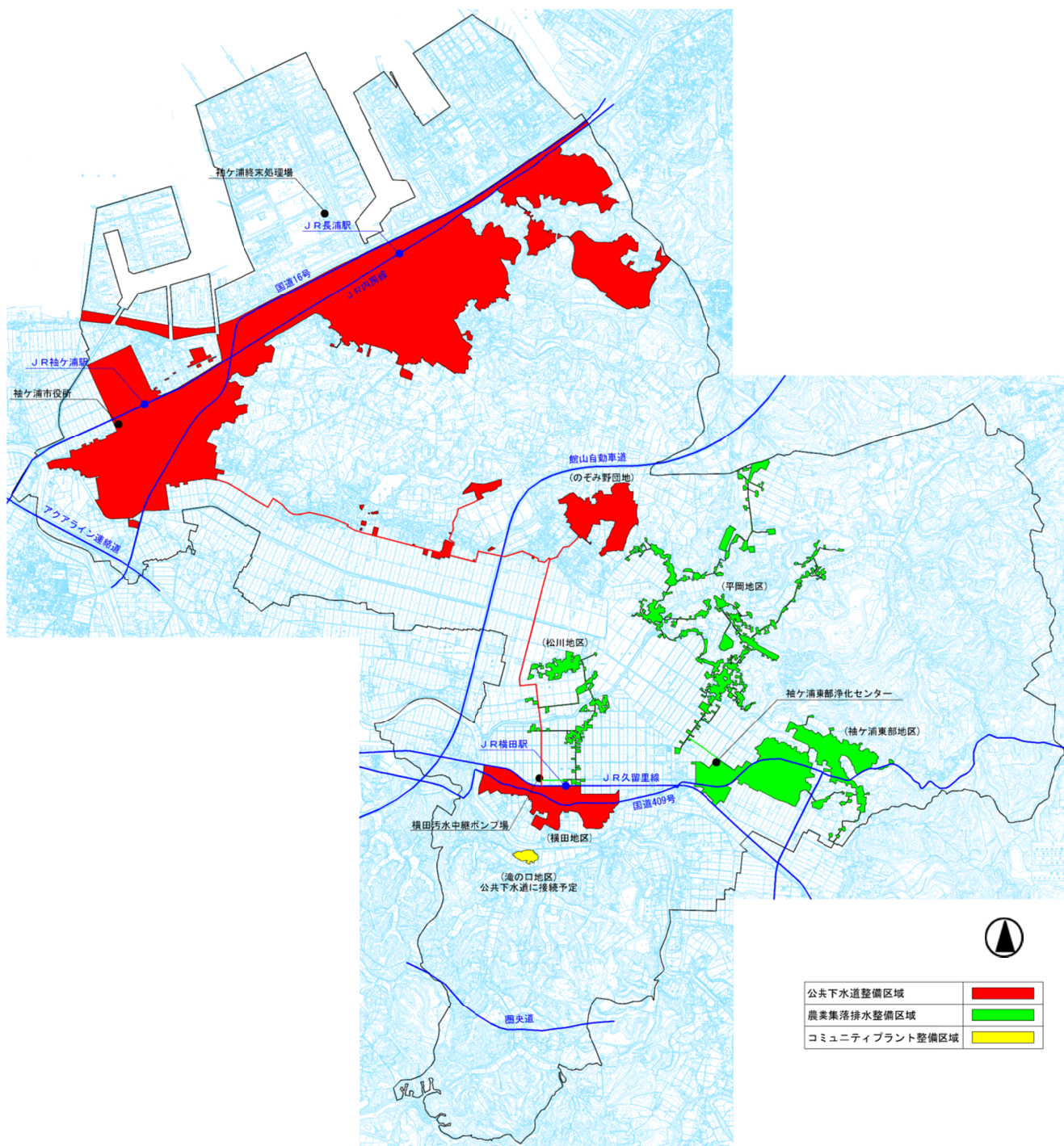


図2 平成30年度末における下水道整備状況図(汚水)

2-2. 下水道使用料体系

本市公共下水道事業では、算定期間の平成 23 年度から平成 26 年度の 4 年間で、維持管理費の 100% を使用料で充当するとともに、資本費のうちの利子分において、一般会計からの財源不足分に対する基準外繰入金を概ね半分にすることを目標に下水道使用料を設定しました。

その後、平成 27 年度及び平成 30 年度に料金改定の検討を行いました。改定時の目標を上回り、資本費のうち利子分が全額賄えているため、料金は据え置いています。

なお、農業集落排水事業は、市内污水处理施設利用者へのサービス公平性の観点から、下水道使用料と同じ料金体系としています。

現在の本市の公共下水道使用料及び農業集落排水使用料の料金体系を以下に示します。

表 3 公共下水道使用料・農業集落排水使用料の料金体系

区分	汚水排除量		料金（税込）
一般汚水	基本額	20 立方メートルまで	2,158.20 円
	超過額 1 立方メートル につき	21 立方メートルから 40 立方メートルまで	126.50 円
		41 立方メートルから 60 立方メートルまで	148.50 円
		61 立方メートルから 100 立方メートルまで	172.70 円
		101 立方メートルから 300 立方メートルまで	188.10 円
		301 立方メートルから 500 立方メートルまで	205.70 円
		501 立方メートル以上	224.40 円
臨時用	1 立方メートルにつき		204.60 円

※2 ケ月分の料金であり、汚水排除量が 20 立方メートルに満たない場合は 20 立方メートルの料金を適用します。
ただし、臨時用は除く。

2-3. 組織体制

令和元年度における下水対策課の職員数は、公共下水道事業、農業集落排水事業を合わせて 13 名となっています。

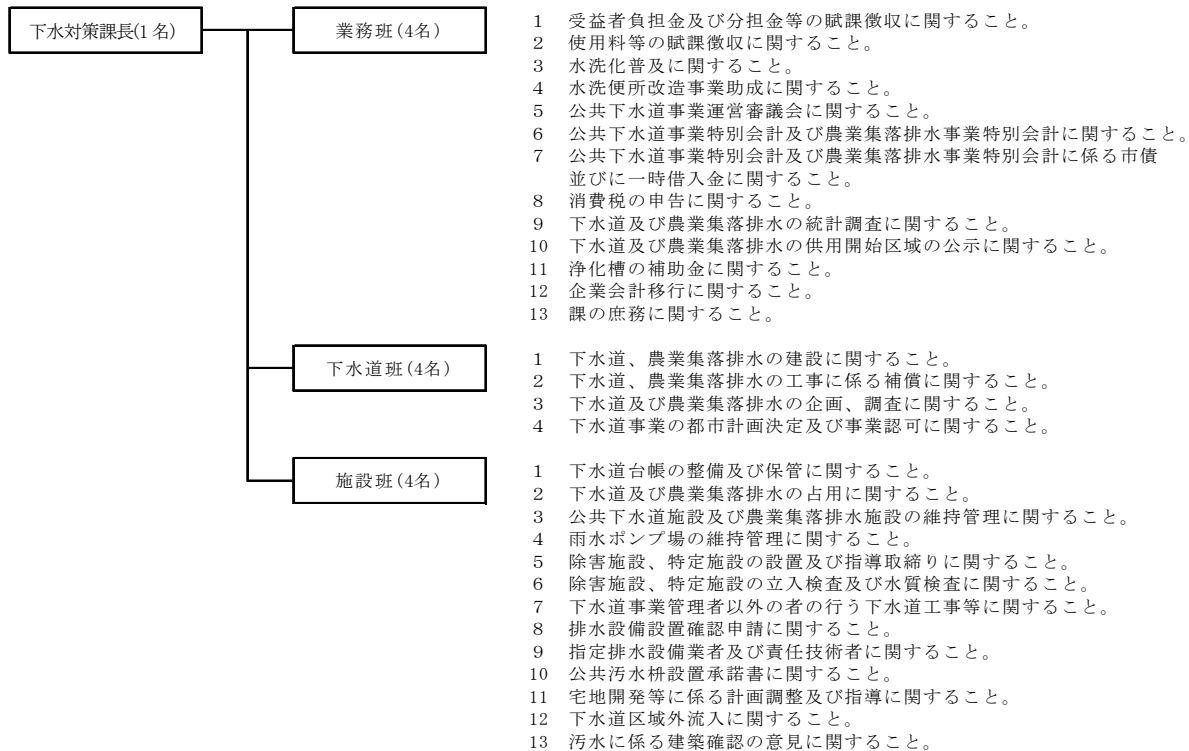


図 3 組織体系・事務分掌

2-4. 民間活力の活用状況

公共下水道事業、農業集落排水事業については、包括的民間委託により民間の活力を活用し、排水処理施設について施設管理の効率化を図るとともに、放流基準内で処理を実施しています。

2-5. 経営比較分析表等を活用した現状分析

(1) 公共下水道事業

<経営の健全性・効率性について>

収益的収支比率は、料金改定実施後(平成 23 年度)の平成 25 年度に 100%を超えました。平成 26 年度以降は、資本費平準化債の借入の開始により、総収益が減少したため 86%程度で推移しています。これは包括的民間委託などの経営改善の取組により改善していくと考えます。

経費回収率が平成 29 年度に減少していますが、これは資本費平準化債の借入の減少等により、汚水処理費が増加したことが要因です。今後は、袖ヶ浦駅海側の住宅の張り付きや、椎の森工業団地Ⅱ期地区の工場の操業により使用料収入の増加が見込まれるため、経費回収率は改善していくことが見込まれます。

汚水処理原価額は、類似団体平均値よりも良好な数値となっており、これまで費用の削減を推進してきた成果と考えます。

以上のことから、経営状況は類似団体と比較すると良好な水準であり、椎の森工業団地Ⅱ期地区の操業等により一時的には使用料収入の増加が見込まれるものの、近年の節水意識の向上や節水型機器の普及により長期的には使用料収入の減少が予想されることから、今後も更なる経費の削減等に努める必要があります。

<老朽化の状況について>

現在、耐用年数を超過している管路はありませんが、今後の更新時代を迎える前にストックマネジメント手法を導入し適切な資産管理を推進します。

表 4 本市公共下水道事業の経営指標(平成 29 年度) ※表中上段：本市当該値、表中下段：類似団体平均値

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (参考)
①収益的収支比率 (%)	101.07 (-)	86.44 (-)	86.02 (-)	87.79 (-)	86.21 (-)	81.91 (-)
②経費回収率(%)	94.45 (79.54)	99.55 (93.13)	99.62 (94.38)	98.54 (96.57)	91.52 (96.54)	92.96 (-)
③汚水処理原価 (円)	147.65 (199.36)	143.05 (167.97)	142.91 (165.45)	145.34 (161.54)	156.14 (162.81)	153.49 (-)
④施設利用率(%)	61.59 (62.09)	63.27 (64.87)	62.63 (65.62)	62.13 (64.67)	62.02 (64.96)	60.01 (-)
⑤水洗化率(%)	95.99 (86.88)	96.28 (91.11)	96.33 (91.44)	96.42 (91.76)	96.58 (92.30)	96.82 (-)

※出典：経営比較分析表(平成 29 年度決算)

<各指標の算出方法>

- ① 収益的収支比率(%)=総収益÷(総費用+地方債償還金)×100 ……100%以上が望ましい。
- ② 経費回収率(%)=下水道使用料÷汚水処理費(公費負担分を除く)×100 ……100%以上が望ましい。
- ③ 汚水処理原価(円)=汚水処理費(公費負担分を除く)÷年間有収水量 ……低いほうが望ましい。
- ④ 施設利用率(%)=晴天時一日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×100 ……高いほうが望ましい。
- ⑤ 水洗化率(%)=現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口×100 ……100%が望ましい。

(2) 農業集落排水事業

<経営の健全性・効率性について>

平成 29 年度に収益的収支比率、経費回収率及び汚水処理原価が改善しているのは、分流式下水道に要する経費の算定方法の見直しによるものです。

農業集落排水事業は人口密度の低い地域を整備することから、公共下水道事業に比べると経費回収率が低く、汚水処理原価が高くなっており、水洗化率の向上対策や維持管理費等の更なる縮減を図っていく必要があります。

施設利用率については、水洗化率の上昇に伴い改善の傾向が見られます。ただし、水洗化率については類似団体平均を下回っており、引き続き水洗化率上昇に向けた取り組みが必要です。

<老朽化の状況について>

本市農業集落排水施設は、供用開始から年数が浅いため顕著な老朽化はありませんが、今後は施設の計画的な改良・更新が必要です。そのため、令和 2 年度からストックマネジメント手法の導入に着手し、効率的かつ効果的な維持管理を推進します。

表 5 本市農業集落排水事業の経営指標(平成 29 年度) ※表中上段：本市当該値、表中下段：類似団体平均値

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (参考)
① 収益的収支比率 (%)	86.09 (-)	85.34 (-)	84.23 (-)	84.40 (-)	98.53 (-)	99.44 (-)
② 経費回収率(%)	41.32 (50.90)	45.96 (50.82)	46.08 (52.19)	48.80 (55.32)	68.07 (59.80)	66.78 (-)
③ 汚水処理原価(円)	307.75 (293.27)	283.00 (300.52)	284.02 (296.14)	270.55 (283.17)	195.80 (263.76)	197.77 (-)
④ 施設利用率(%)	31.69 (53.78)	36.89 (53.24)	40.16 (52.31)	46.10 (60.65)	48.57 (51.75)	49.23 (-)
⑤ 水洗化率(%)	70.78 (84.06)	73.37 (84.07)	75.22 (84.32)	75.90 (84.58)	77.39 (84.84)	78.16 (-)

※出典：経営比較分析表(平成 29 年度決算)

<各指標の算出方法>

- ① 収益的収支比率(%)=総収益÷(総費用+地方債償還金)×100 ・ ・ ・ 100%以上が望ましい。
- ② 経費回収率(%)=下水道使用料÷汚水処理費(公費負担分を除く)×100 ・ ・ ・ 100%以上が望ましい。
- ③ 汚水処理原価(円)=汚水処理費(公費負担分を除く)÷年間有収水量 ・ ・ ・ 低いほうが望ましい。
- ④ 施設利用率(%)=晴天時一日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×100 ・ ・ ・ 高いほうが望ましい。
- ⑤ 水洗化率(%)=現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口×100 ・ ・ ・ 100%が望ましい。

第3章 将来の事業環境

3-1. 人口の見通し

(1) 行政人口

国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)によれば、本市の行政人口は令和2年度をピークに減少に転じるとされています。(『日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)』による。)

しかし、本市の現在の人口は、これまでの計画的なまちづくりの効果により増加を続けておりますが、今後、少子化による若年層の減少や晩婚化等の影響を受け、10年以内には減少に転じると予測しています。

(2) 下水道整備人口(供用開始人口)

公共下水道事業、農業集落排水事業ともに、污水管渠の整備は概ね完了しています。そのため、下水道整備人口は行政人口と同様の増減傾向で推移すると想定します。

(3) 水洗化人口

水洗化人口については、下水道整備人口に水洗化率の目標値(現時点から20年後に100%)を乗じて将来値を見通しました。

当面は、行政人口の増加や水洗化率の上昇によって水洗化人口は増加すると見込まれますが、将来的には減少傾向に転じると予測されます。

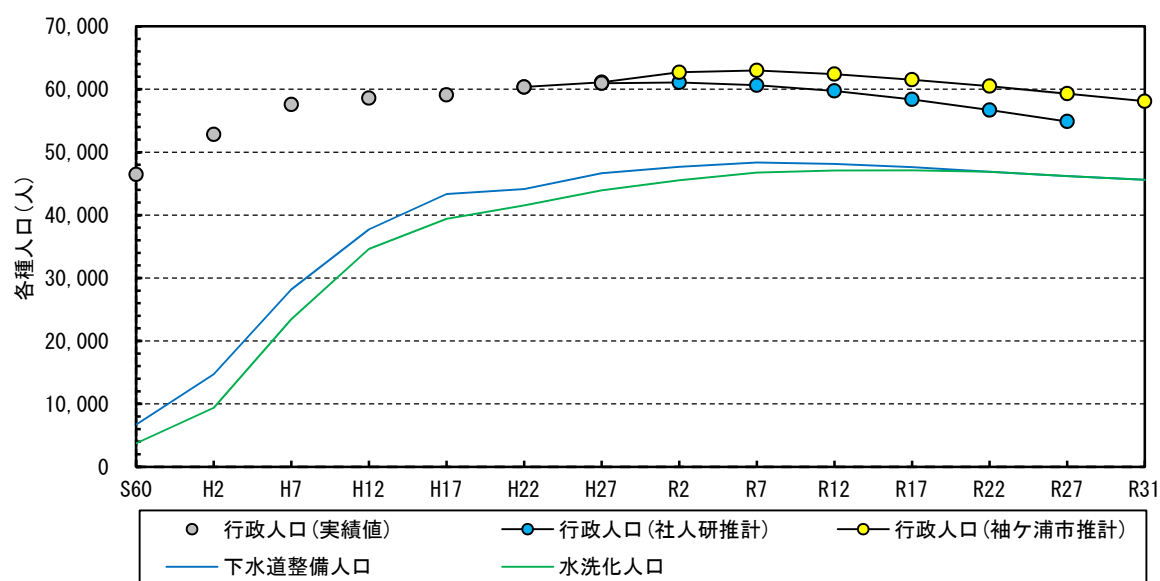


図4 各種人口の推移

3-2. 下水道有収水量の見通し

(1) 水利用状況

上水道給水実績に基づく 1 人 1 日平均使用水量(生活用水)は減少傾向にあり、平成 29 年度時点で 229L/人/日となっています。これは、節水型機器の普及等によるものと考えられます。

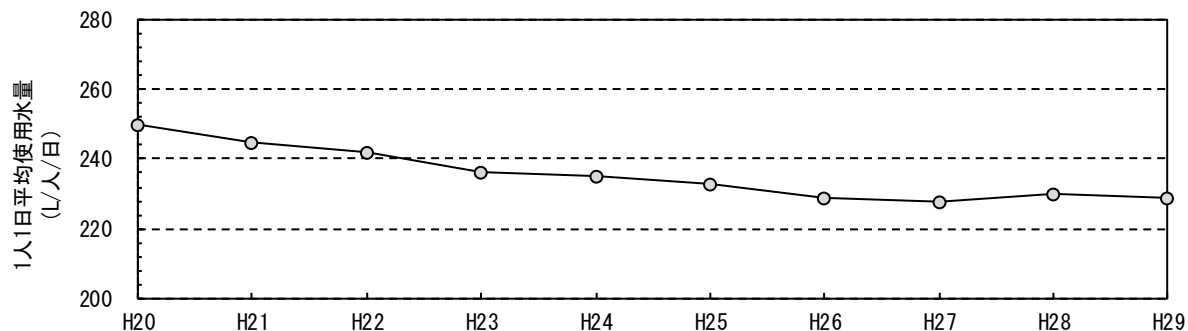


図 5 上水道の 1 人 1 日平均使用水量(生活用水)の推移

(2) 下水道有収水量

下水道有収水量(下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量)は、椎の森工業団地Ⅱ期地区の整備や袖ヶ浦駅海側の住宅の張り付きに伴い、当面は増加が見込まれますが、将来的には人口減少に応じて微減傾向に転じると予測されます。

なお、本戦略においては、上水道給水実績に基づく 1 人 1 日平均使用水量(生活用水)を基に、下水道における 1 人 1 日平均汚水量を設定しました。

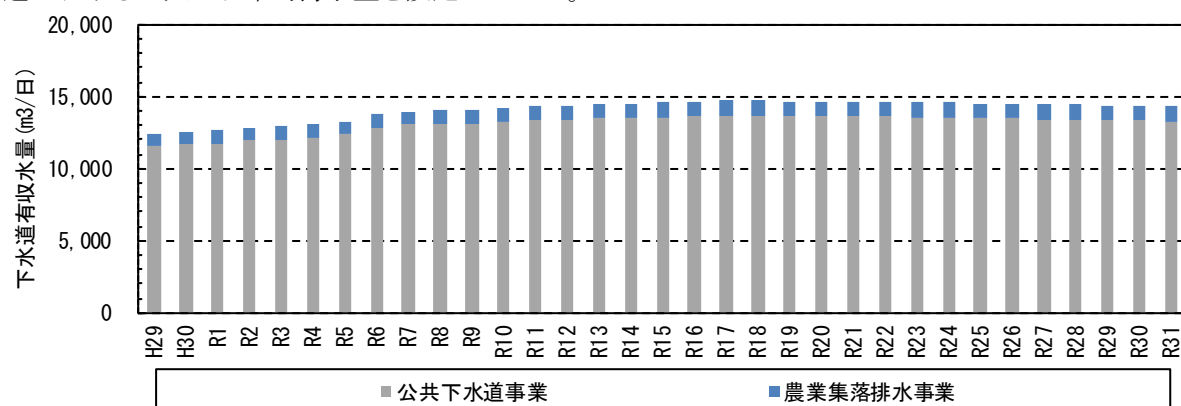


図 6 下水道有収水量の推移

3-3. 使用料収入の見通し

当面は、椎の森工業団地Ⅱ期地区の整備や袖ヶ浦駅海側の住宅の張り付きに伴い、下水道有収水量の増加が見込まれ、使用料収入も増加することが想定されますが、将来的には人口の減少に応じて微減傾向に転じると予測されます。

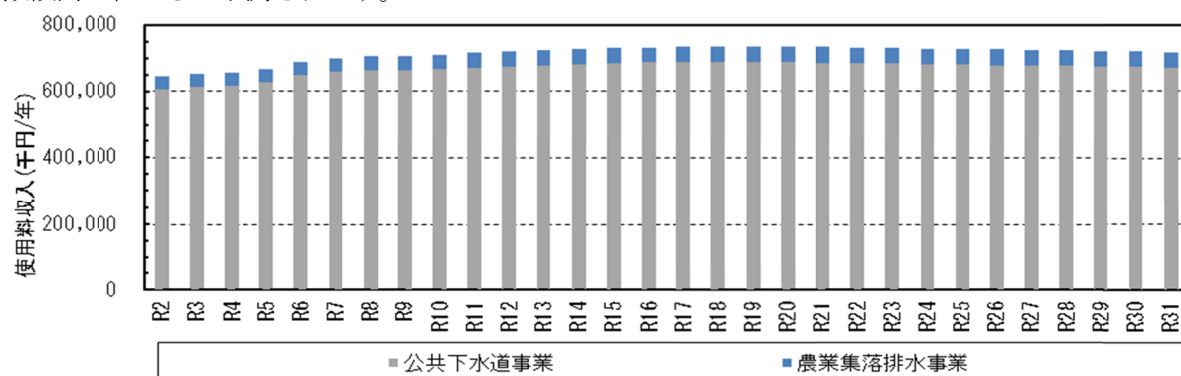


図 7 使用料収入の推移

3-4. 施設の見通し

日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故の発生や下水道機能の停止を未然に防止するため、下水道施設全体を一体的に捉えた計画的/効率的な維持管理や改良・更新を推進するための手法として、ストックマネジメントがあります。本市では、平成 30 年 3 月に長期的な改良・更新需要の見通しを立て、『袖ヶ浦市下水道ストックマネジメント実施方針』を策定しました。

今後は、ストックマネジメント手法の導入により改良・更新需要を見直し、計画的かつ効率的な施設管理を推進します。

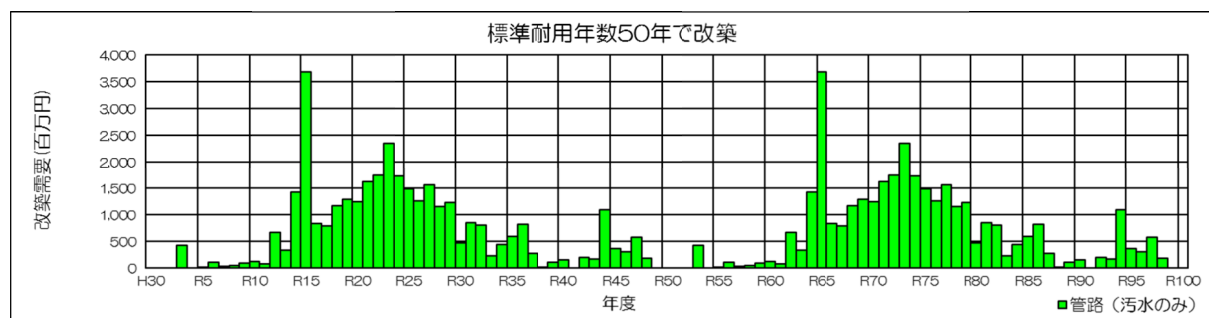


図8 管路施設の改良・更新需要の見通し(公共下水道事業)

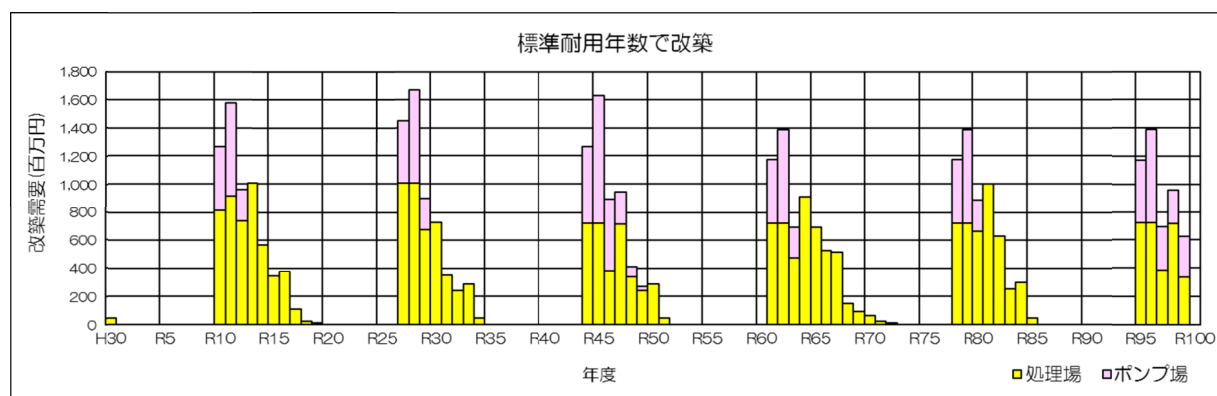


図9 処理場・ポンプ場施設の改良・更新需要の見通し(公共下水道事業)

第4章 経営の基本方針

豊かな自然環境である河川やため池などの水質汚染を防ぎ、安全で快適な市民生活を実現するために、本市の下水道事業の現状を踏まえ、経営の基本方針を以下のとおり設定します。

4-1. 経営の基本方針

(1) 地方公営企業法の適用

地方公営企業法の適用により、独立採算性、および透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるように検討を進めます。(令和2年4月1日適用予定)

(2) 効率的な事業執行

これまでと同様に包括的民間委託等により、業務の効率化とコスト削減に取り組みます。

(3) 計画的な改良・更新事業の推進

管渠をはじめとした下水道施設の延命化と、その延命化や維持管理に要する費用の平準化を図ることを目的としたストックマネジメント手法の導入により、国の下水道ストックマネジメント支援制度を活用しながら計画的な改良・更新事業を推進し、事業費の平準化や施設の長寿命化を図ります。

(4) 水洗化率の向上

普及促進については、これまで下水道未接続者への戸別訪問及び水洗化促進の文書を送付するなど水洗化率の向上対策を行ってきました。今後も引き続き啓発活動やホームページを活用した広報活動、マンホールカードの配布によって下水道の認知度の向上を図り、下水道使用料の確保に努めます。

4-2. 計画期間

本戦略の計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

第5章 投資・財政計画(収支計画)

5-1. 計画策定方針

5-1-1. 投資の方針

本戦略では、今後 30 年間の事業量の見通しを整理しました。以下に、新設及び改良・更新需要の概要を示します。

(1) 新設需要

＜袖ヶ浦終末処理場の高度処理化＞

公共下水道事業の袖ヶ浦終末処理場については、東京湾流域別下水道整備総合計画の方針に整合を図るため、施設の高度処理化の検討を進めます。具体的には、現在の処理方式である『標準活性汚泥法』から、『嫌気無酸素好気法(凝集剤添加)+急速ろ過法』への変更を検討していることから、変更する場合の費用を計上しました。

(2) 改良・更新需要

耐用年数については国より示されている標準耐用年数を採用し、土木建築施設は耐用年数 50 年、機械電気設備は耐用年数 15 年として、将来の改良・更新需要を整理しました。

ただし、年間投資額が 20 億円を超える場合には、事業の前倒しや先送りを行い、費用の平準化を図ります。(なお、今回の試算では反映しておりませんが、今後はストックマネジメント手法の導入により改良・更新需要を見直し、投資額の抑制を図る予定です。)

(3) その他の需要

平成 30 年度から令和 4 年度を計画期間とする『袖ヶ浦市下水道総合地震対策計画』に基づき、公共下水道事業における管路施設の耐震化やマンホールトイレシステムの導入を図ります。

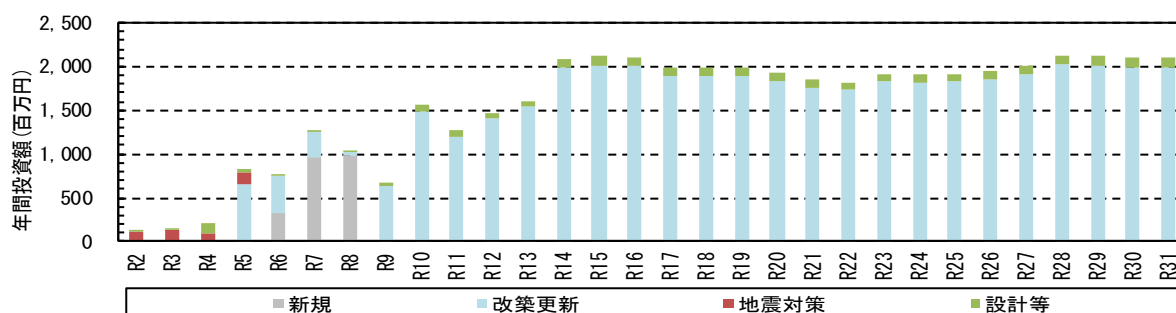


図 10 年間投資額(公共下水道事業)

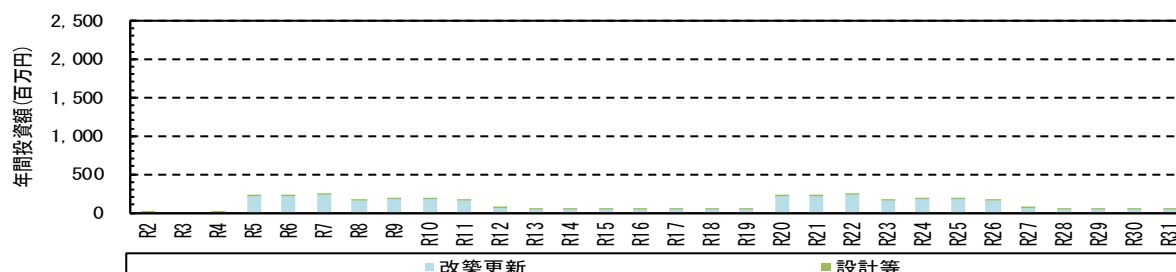


図 11 年間投資額(農業集落排水事業)

5-1-2. 財源の方針

(1) 下水道使用料

下水道使用料については、将来予測される有収水量を基に将来の収納額を設定しました。

(2) 交付金、企業債

将来の投資に対する財源として、交付金、企業債を想定しました。

(3) 一般会計繰入金

使用料収入及び基準内繰入金で賄えない汚水資本費(汚水維持管理費+汚水減価償却費)については、基準外繰入金で補てんしておりますが、資金的収支に関して基準外繰入金を抑制するため、必要に応じた資本費平準化債の発行を検討しました。

5-1-3. 投資以外の経費の方針

(1) 職員給与費に関する事項

今後の業務内容や業務量が不透明であるため、損益勘定職員に係る職員給与費は令和元年度の予算額を基に将来値を設定しました。一方、資本勘定職員に係る職員給与費は、過年度の建設改良費と職員給与費の相関を整理し、これを基に将来値を設定しました。

(2) 維持管理費に関する事項

維持管理費は、汚水量の増減に応じて変化する変動費と、変化しない固定費に区分し、将来値を設定しました。

5-2. 投資・財政計画の策定

前項の方針を踏まえ、本戦略の計画期間である令和2～11年度の投資・財政計画を別表に示します。

5-3. 経営状況の見通し（4つの指標により推計）

(1) 経常収支比率（経常収益÷経常費用×100%）

経常収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100% 以上となっていることが求められます。数値が 100% 未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要になります。

本市においては、今後 10 年間は公共下水道事業は約 97%、農業集落排水事業は約 92%で推移する見込みで、一般会計からの基準外繰入金により不足する収益を賄う必要がありますが、基準外繰入金に頼らず自立した運営基盤を構築するため、地方公営企業法適用後の収支を勘案のうえ、使用料改定や費用の抑制により一層の経営の健全化を図ります。

【公共下水道事業】

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
経常収支比率(%)	97.5	97.4	97.3	97.1	96.9	96.8	96.9	97.0	96.9	96.9
経常収益(百万円)	1,460	1,438	1,396	1,383	1,391	1,408	1,454	1,495	1,506	1,579
経常費用(百万円)	1,498	1,477	1,435	1,424	1,435	1,454	1,501	1,542	1,554	1,629

※経常収益には基準外繰入金を含めていません。

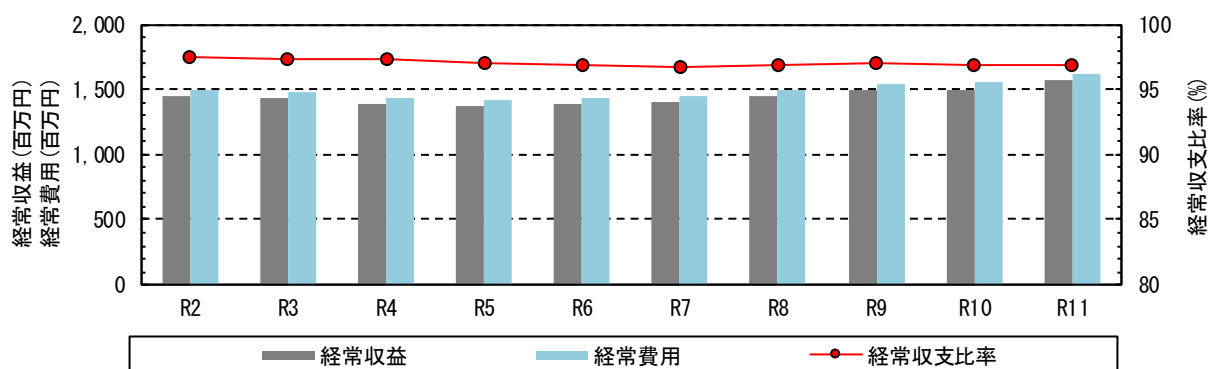


図 12 経常収支比率の推移(公共下水道事業)

【農業集落排水事業】

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
経常収支比率(%)	92.2	92.1	92.1	91.8	92.1	92.6	93.0	93.2	93.6	93.8
経常収益(百万円)	299.1	289.4	281.7	267.0	275.2	287.5	301.4	310.5	321.2	332.0
経常費用(百万円)	324.3	314.2	306.0	290.9	298.8	310.6	324.2	333.0	343.3	353.9

※経常収益には基準外繰入金を含めていません。

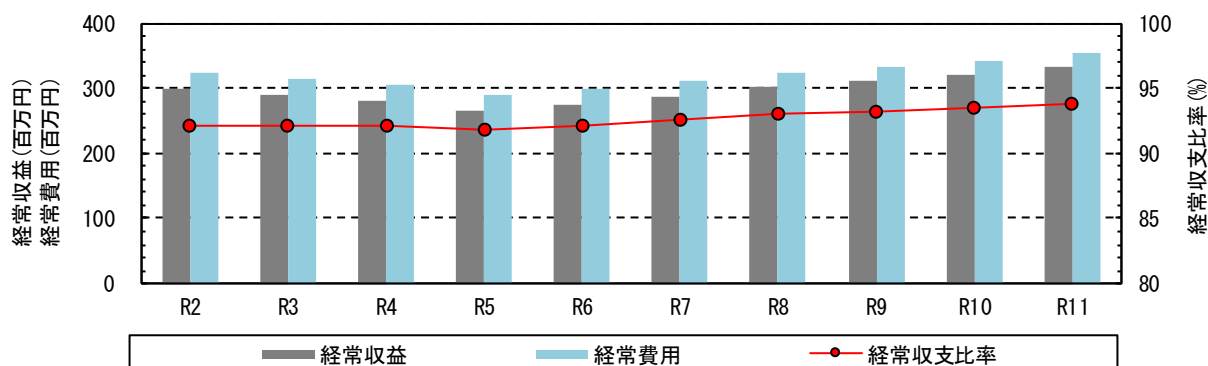


図 13 経常収支比率の推移(農業集落排水事業)

(2) 経費回収率(下水使用料÷汚水処理費×100%)

経費回収率は、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標です。当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが求められます。数値が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

公共下水道事業については、経費回収率は約 92%を推移する見込みで、使用料の不足分を一般会計からの基準外繰入金により補てんする必要がありますが、使用料改定や費用の抑制により、基準外繰入金に頼らない自立した運営基盤の構築を目指します。農業集落排水事業の経費回収率は微増傾向が予測されますが、これは水洗化率の向上等による下水道使用料の増収を見込んだものです。今後、更なる水洗化率の向上を目指します。

【公共下水道事業】

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
経費回収率(%)	92.7	92.6	92.7	92.5	92.3	92.2	92.2	92.2	92.1	92.2
下水道使用料(百万円/年)	607	612	618	627	648	658	663	664	668	672
汚水処理費(百万円/年)	655	661	667	678	702	714	719	720	725	729

※汚水処理費は公費負担(分流式下水道等に要する経費)を控除した値を示します。

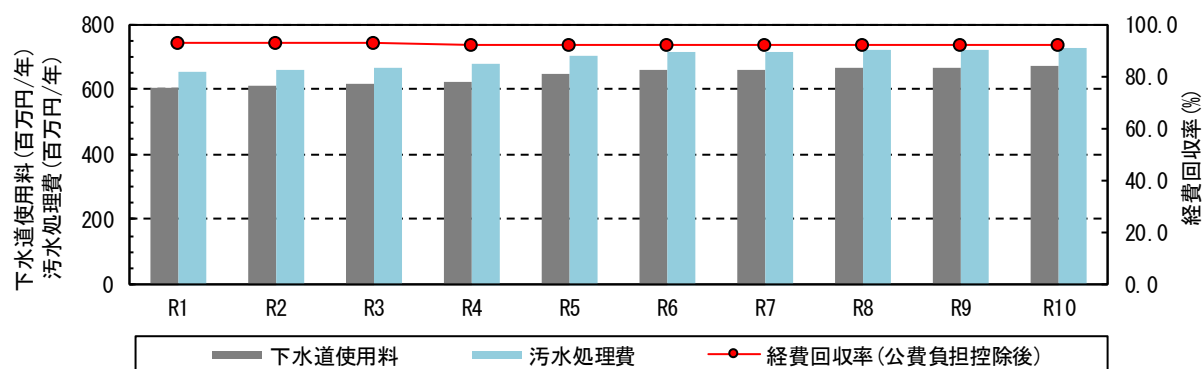


図 14 経費回収率の推移(公共下水道事業)

【農業集落排水事業】

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
経費回収率(%)	60.6	61.3	62.2	62.9	63.5	64.4	65.0	65.4	66.0	66.6
下水道使用料(百万円/年)	38.7	39.3	40.0	40.5	41.0	41.7	42.2	42.6	43.0	43.5
汚水処理費(百万円/年)	63.9	64.1	64.3	64.4	64.6	64.8	64.9	65.1	65.2	65.3

※汚水処理費は公費負担(分流式下水道等に要する経費)を控除した値を示します。

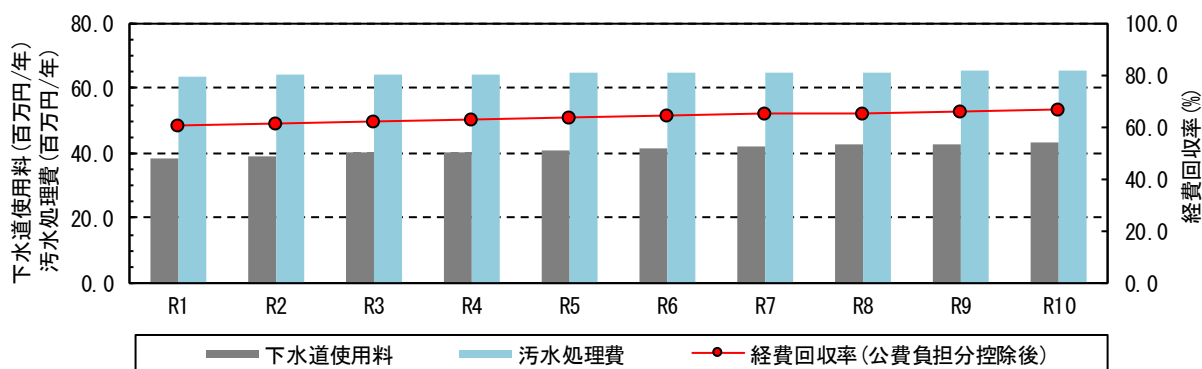


図 15 経費回収率の推移(農業集落排水事業)

(3) 污水处理原価(污水处理費÷年間有収水量)

污水处理原価は、有収水量 1m³ あたりの污水处理に要した費用であり、污水資本費、污水維持管理費の両方を含めた污水处理に係るコストを表した指標で、安価ほど良いことを示します。

公共下水道事業については、公費負担分(分流式下水道等に要する経費)を控除した污水处理原価は 150 円/m³ で推移します。一方、農業集落排水事業の污水处理原価は減少傾向が予測され、計画最終年度には約 184 円/m³ になる見込みです。これは、水洗化率の向上等による有収水量の増収を見込んだものです。

【公共下水道事業】

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
公費負担控除前(円/m ³)	178.6	172.5	165.7	159.7	154.4	152.9	156.3	160.5	161.7	169.8
污水处理費(千円)	780,174	759,320	737,011	722,501	722,682	727,802	749,155	770,724	781,184	825,650
年間有収水量(千m ³ /年)	4,368	4,403	4,447	4,523	4,682	4,761	4,794	4,802	4,831	4,863
公費負担控除後(円/m ³)	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0
污水处理費(千円)	655,200	660,510	667,080	678,405	702,285	714,165	719,025	720,240	724,665	729,435
年間有収水量(千m ³ /年)	4,368	4,403	4,447	4,523	4,682	4,761	4,794	4,802	4,831	4,863

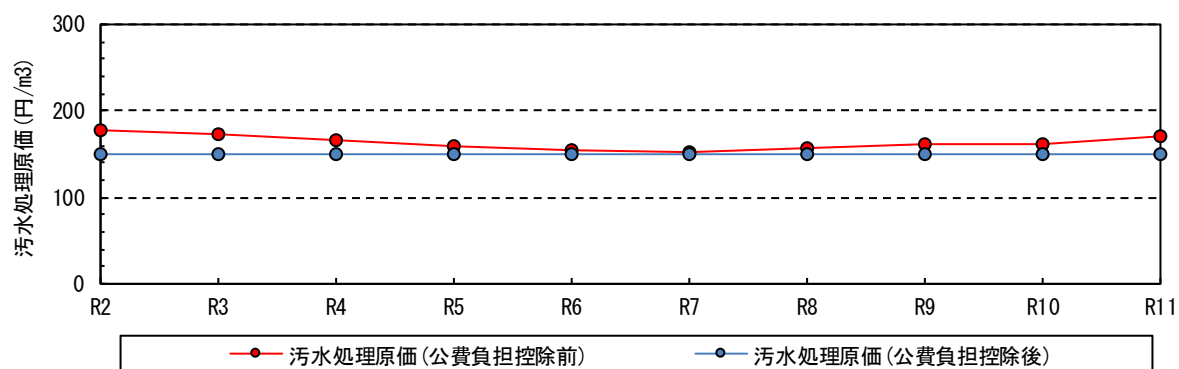


図 16 污水处理原価の推移(公共下水道事業)

【農業集落排水事業】

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
公費負担控除前(円/m ³)	461.3	433.7	413.7	396.8	405.8	415.5	429.7	435.9	446.2	456.4
污水处理費(千円)	145,508	138,992	134,834	131,206	135,825	141,347	147,715	151,483	156,533	161,757
年間有収水量(千m ³ /年)	315.4	320.5	325.9	330.7	334.7	340.2	343.8	347.5	350.8	354.4
公費負担控除後(円/m ³)	202.5	199.9	197.2	194.9	193.0	190.5	188.9	187.3	185.9	184.4
污水处理費(千円)	63,873	64,063	64,267	64,447	64,602	64,805	64,949	65,081	65,200	65,344
年間有収水量(千m ³ /年)	315.4	320.5	325.9	330.7	334.7	340.2	343.8	347.5	350.8	354.4

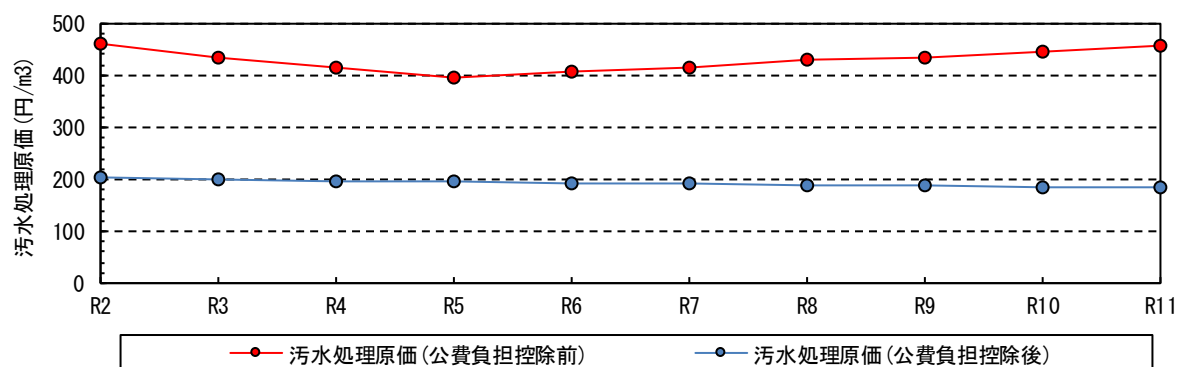


図 17 污水处理原価の推移(農業集落排水事業)

(4) 企業債残高対事業規模比率((企業債現在高-一般会計負担額)÷(営業収益-受託工事収益-雨水処理負担金)×100%)

企業債残高対事業規模比率は、使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

公共下水道事業については令和6年度までは企業債現在高は減少するものの、その後は改築・更新需要の増大や終末処理場の高度処理化に伴って増加に転じる見込みです。その結果、企業債残高対事業規模比率も上昇傾向になることが予測されます。一方、農業集落排水事業の企業債残高対事業規模比率は、概ね一定の値で推移する見込みです。

【公共下水道事業】

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
企業債残高対事業規模比率(%)	792	715	638	614	588	616	637	638	700	731
企業債現在高(百万円)	5,228	4,775	4,326	4,200	4,091	4,279	4,402	4,350	4,793	5,074
一般会計負担額(百万円)	420	402	382	351	278	227	176	113	119	160
営業収益(百万円)	612	617	623	632	653	663	668	669	673	677
受託工事収益(百万円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雨水処理負担金(百万円)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

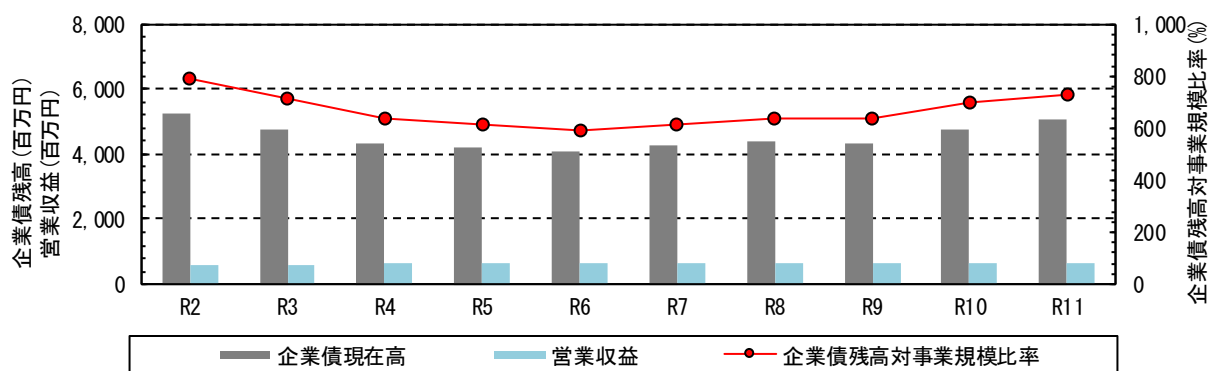


図 18 企業債残高対事業規模比率の推移(公共下水道事業)

【農業集落排水事業】

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
企業債残高対事業規模比率(%)	4,284	4,073	3,849	3,859	3,889	3,868	3,781	3,754	3,745	3,700
企業債現在高(百万円)	1,791	1,728	1,663	1,701	1,738	1,764	1,752	1,745	1,753	1,754
一般会計負担額(百万円)	133.6	127.4	123.1	137.7	143.8	150.7	156.4	145.9	142.9	144.3
営業収益(百万円)	38.7	39.3	40.0	40.5	41.0	41.7	42.2	42.6	43.0	43.5
受託工事収益(百万円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雨水処理負担金(百万円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

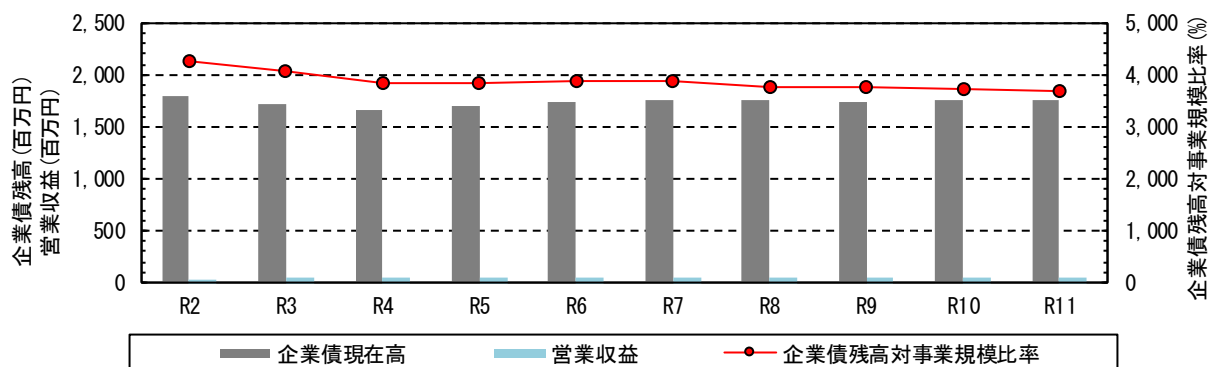


図 19 企業債残高対事業規模比率の推移(農業集落排水事業)

第6章 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組で今後検討予定の取組の概要

今後の更なる経営基盤の強化、財政マネジメントの向上に向け、下記の事項の検討を進めます。

6-1. 投資計画

(1) 新規整備に関する事項

国と千葉県が示す基本方針に基づき、市内全域を対象として効率的・効果的に污水处理施設整備を実施するために、公共下水道や合併処理浄化槽などによる整備区域を設定した「袖ヶ浦市污水处理適正構想」に基づき、新規整備地区の整備について検討します。

(2) 広域化・共同化・最適化に関する事項

全国的な動向を注視しながら、近隣市町村と協働し、広域化・共同化に向けた検討を進めます。また、本市では、平成28年3月に袖ヶ浦市污水適正処理構想を策定していますが、この構想は中長期的な構想であるため、5年毎に社会情勢の変化等に応じて見直しを図ります。

(3) 投資の平準化に関する事項

本市公共下水道事業は供用開始から35年が経過しており、施設の老朽化が散見されます。そのため、今後は下水道施設の計画的な改良・更新の実施が必要となることから、平成30年3月に『袖ヶ浦市下水道ストックマネジメント実施方針』を策定しました。ストックマネジメント手法の導入により、中長期的な改良・更新需要を見通すとともに、事業費の平準化を図り、事業の安定化を推進します。

(4) 民間活力の活用に関する事項

今後の改良・更新需要の増加に備え、資金調達から設計、施工、運営などを民間に委ねるPFIの導入検討を行うなど、民間の資金の活用について検討します。

6-2. 財源計画

(1) 使用料の見直しに関する事項

令和2年4月1日に地方公営企業法の一部適用を予定しており、使用料対象経費のうち資本費の考え方が変更になります。また、将来的な人口動向に伴う使用料収入の減少が見込まれるとともに、市全体の一般財源も限られていることから、地方公営企業法適用後の決算が確定する令和3年度に使用料改定の検討を行います。

(2) その他に関する事項

国の交付金交付対象事業を活用するとともに、令和2年度以降の資本費平準化債の発行額は、発行可能額の推計及び企業債の償還に対する財源不足の範囲内で決定します。

6-3. 投資以外の経費の取組

(1) 職員給与費に関する事項

今後の改良・更新需要や、地方公営企業法の一部適用により事務の増加が見込まれる中、事業の重要性や業務内容の変化等に応じて、適正な職員数の確保に努めます。

(2) 動力費に関する事項

今後の改築・更新事業において省エネ型機器を積極的に導入することで、動力費の低減を進めます。

(3) 修繕費に関する事項

予防保全を計画的に行い、突発的に発生する事故を未然に防ぐとともに資産を長寿命化し、維持管理費の低減を進めます。

(4) 委託費に関する事項

統合できる委託業務について検討し、経費の削減、業務の効率化を進めます。今後も引き続き、民間への委託によりコストの削減に努めます。

(5) その他に関する事項

収納率向上等の財源確保につながる経費について、費用対効果を検証しつつ対策に取り組めます。

第7章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

今後は、実施状況の進捗管理を行うとともに、毎年度、事後検証を行い下水道運営審議会に報告し、意見を伺ったうえで、ホームページで公表するものとします。

本戦略は、概ね5年で改定することとし、計画の中間年度である令和6年度には、戦略全体の評価と見直しを行うものとします。

具体的には、計画と実績の乖離の原因を分析し、「計画策定（Plan）-実施（Do）-検証（Check）-見直し（Action）」のサイクルを活用して、次期戦略策定に反映します。また、経営状況の指標に対する評価を行い、終末処理場の高度処理化や、ストックマネジメント手法の導入・見直しに合わせた改定とします。

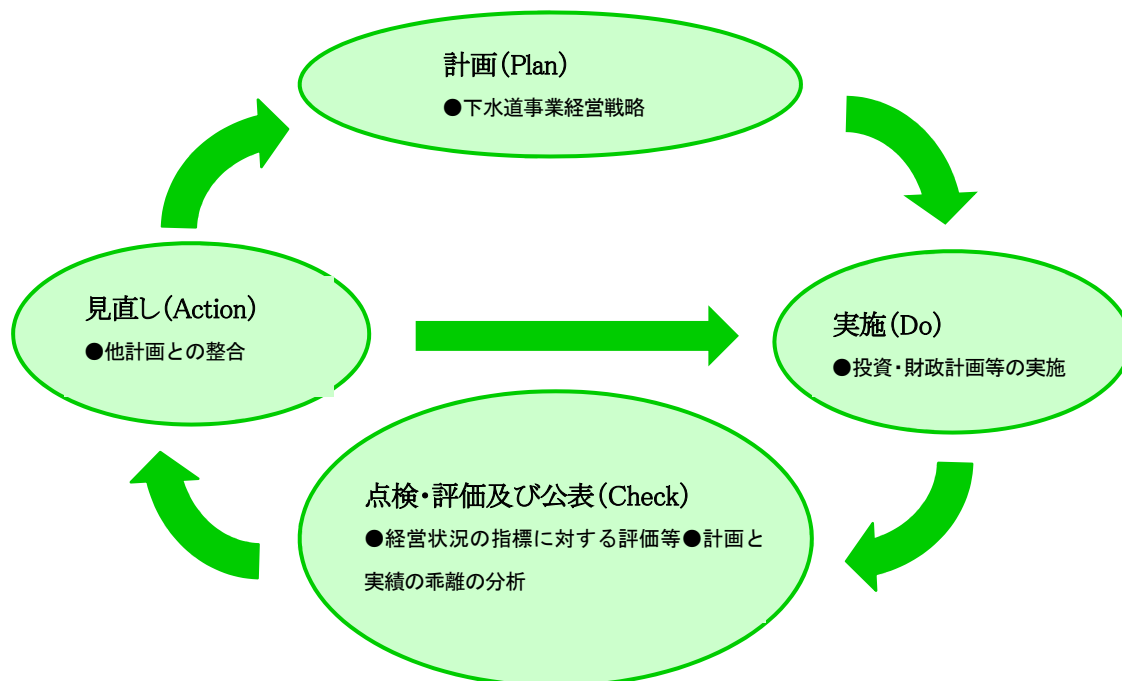


表6 収益の収支(公共下水道事業+農業集落排水事業)(単位:千円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支(税抜)	1. 営業収益 (A)	650,858	656,102	662,485	672,919	694,163	705,162	709,846	711,340	715,599	720,187
	(1) 料金収入	645,875	651,119	657,502	667,936	689,180	700,179	704,863	706,357	710,616	715,204
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他	4,983	4,983	4,983	4,983	4,983	4,983	4,983	4,983	4,983	4,983
	2. 営業外収益	1,171,073	1,134,610	1,078,676	1,041,948	1,039,360	1,059,299	1,114,819	1,163,331	1,181,354	1,262,183
	(1) 補助金	298,801	265,480	231,506	202,607	186,089	185,657	208,618	232,369	243,500	288,525
	他会計補助金	298,801	265,480	231,506	202,607	186,089	185,657	208,618	232,369	243,500	288,525
	その他補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入	870,441	867,299	845,339	837,510	851,440	871,811	904,370	929,131	936,023	971,827
	(3) その他	1,831	1,831	1,831	1,831	1,831	1,831	1,831	1,831	1,831	1,831
	収入計 (C)	1,821,931	1,790,712	1,741,161	1,714,867	1,733,523	1,764,461	1,824,665	1,874,671	1,896,953	1,982,370
	1. 営業費用	1,696,529	1,682,691	1,649,064	1,636,646	1,662,700	1,698,947	1,760,296	1,810,875	1,833,878	1,915,458
	(1) 職員給与費	59,261	59,261	59,261	59,261	59,261	59,261	59,261	59,261	59,261	59,261
	基本給	33,826	33,826	33,826	33,826	33,826	33,826	33,826	33,826	33,826	33,826
	退職給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	25,435	25,435	25,435	25,435	25,435	25,435	25,435	25,435	25,435	25,435
	(2) 経費	393,146	394,394	395,772	397,948	402,449	404,882	405,848	406,215	407,157	408,123
	動力費	57,962	58,561	59,219	60,171	62,007	63,072	63,534	63,757	64,194	64,656
	修繕費	32,919	32,919	32,919	32,919	32,919	32,919	32,919	32,919	32,919	32,919
	材料費	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220
	委託料	241,227	241,876	242,596	243,820	246,485	247,853	248,357	248,501	249,006	249,510
	その他	57,818	57,818	57,818	57,818	57,818	57,818	57,818	57,818	57,818	57,818
	(3) 減価償却費	1,244,122	1,229,036	1,194,031	1,179,437	1,200,990	1,234,804	1,295,187	1,345,399	1,367,460	1,448,074
	2. 営業外費用	125,402	108,021	92,097	78,221	70,823	65,514	64,369	63,796	63,075	66,912
	(1) 支払利息	125,402	108,021	92,097	78,221	70,823	65,514	64,369	63,796	63,075	66,912
	(2) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出計 (D)	1,821,931	1,790,712	1,741,161	1,714,867	1,733,523	1,764,461	1,824,665	1,874,671	1,896,953	1,982,370
	経常損益(C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別利益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損失 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損益(F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度純利益(又は純損失) (E)+(H) (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	流動資産 (J)	146,192	147,034	148,059	149,731	153,128	154,890	155,642	155,885	156,569	157,305
	うち未収金	103,485	104,327	105,352	107,024	110,421	112,183	112,935	113,178	113,862	114,598
	流動負債 (K)	771,307	732,544	682,340	742,324	675,679	697,266	551,116	461,361	570,704	526,687
	うち建設改良費分	637,387	594,500	533,463	485,520	426,518	382,308	287,396	252,984	256,272	250,399
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち未払金	79,077	79,899	88,415	195,056	186,271	251,454	214,341	170,903	283,081	244,722
	累積欠損金比率 (I)/((A)-(B))×100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)										
	営業収益-受託工事収益(A)-(B) (M)	650,858	656,102	662,485	672,919	694,163	705,162	709,846	711,340	715,599	720,187
	地方財政法による資金不足の比率 (L)/(M)×100										
	健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)										
	健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)										
	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)										
	健全化法第22条により算定した資金不足比率 (N)/(P)×100										

表7 資本的収支(公共下水道事業+農業集落排水事業)(単位：千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分											
資本的 収入 (税込)	1. 企業債	182,900	183,700	181,400	566,100	524,300	761,500	603,500	390,500	791,700	590,500
	うち資本費平準化債	111,000	109,800	74,400	37,700	32,300	13,500	5,400	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	254,906	263,962	273,802	286,074	235,966	191,783	123,521	26,295	18,801	15,521
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	71,950	73,950	107,050	528,517	492,047	748,152	598,206	427,805	868,958	716,976
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	509,756	521,612	562,252	1,380,691	1,252,313	1,701,435	1,325,227	844,600	1,679,459	1,322,997
	(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	509,756	521,612	562,252	1,380,691	1,252,313	1,701,435	1,325,227	844,600	1,679,459	1,322,997
	資本的支出										
	1. 建設改良費	186,851	191,119	258,299	1,128,693	1,054,595	1,575,020	1,270,232	924,000	1,820,421	1,511,580
	うち職員給与費	41,822	42,090	43,070	70,531	69,374	77,589	72,694	67,263	81,380	76,502
資本的 支出	2. 企業償還金	696,586	692,230	652,645	593,925	547,268	489,408	445,812	336,775	290,458	287,623
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	883,437	883,349	910,944	1,722,618	1,601,863	2,064,428	1,716,044	1,260,775	2,110,879	1,799,203
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C) (E)		373,681	361,737	348,692	341,927	349,550	362,993	390,817	416,175	431,420	476,206
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	373,681	361,737	348,692	341,927	349,550	362,993	390,817	416,175	431,420	476,206
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (F)	373,681	361,737	348,692	341,927	349,550	362,993	390,817	416,175	431,420	476,206
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債残高 (H)		7,019,037	6,502,961	5,988,944	5,900,197	5,829,403	6,042,609	6,153,661	6,095,439	6,546,407	6,827,539

表8 他会計繰入金(公共下水道事業+農業集落排水事業)(単位：千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分											
収益的収支分		298,801	265,480	231,506	202,607	186,089	185,657	208,618	232,369	243,500	288,525
	うち基準内繰入金	235,827	202,257	167,900	137,937	118,636	117,127	139,776	163,682	173,365	217,051
	うち基準外繰入金	62,974	63,223	63,606	64,670	67,453	68,530	68,842	68,687	70,135	71,474
資本的収支分		254,906	263,962	273,802	286,074	235,966	191,783	123,521	26,295	18,801	15,521
	うち基準内繰入金	12,816	9,178	5,202	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	242,090	254,784	268,600	286,074	235,966	191,783	123,521	26,295	18,801	15,521
合 計		553,707	529,442	505,308	488,681	422,055	377,440	332,139	258,664	262,301	304,046

表9 収益の収支(公共下水道事業)(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分											
収益的 収支 (税抜)	1. 営業収益 (A)	612,195	616,812	622,524	632,376	653,128	663,456	667,692	668,739	672,595	676,736
	(1) 料金収入	607,212	611,829	617,541	627,393	648,145	658,473	662,709	663,756	667,612	671,753
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他	4,983	4,983	4,983	4,983	4,983	4,983	4,983	4,983	4,983	4,983
	2. 営業外収益	885,445	859,741	812,644	791,621	781,641	790,396	832,811	872,963	881,010	951,774
	(1) 補助金	180,057	153,941	125,515	100,972	80,392	75,175	92,283	112,795	119,391	159,709
	他会計補助金	180,057	153,941	125,515	100,972	80,392	75,175	92,283	112,795	119,391	159,709
	その他補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入	703,558	703,970	685,299	688,819	699,419	713,391	738,698	758,338	759,789	790,235
	(3) その他	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830
	収入計 (C)	1,497,640	1,476,553	1,435,168	1,423,997	1,434,769	1,453,852	1,500,503	1,541,702	1,553,605	1,628,510
	1. 営業費用	1,402,177	1,396,511	1,369,070	1,369,856	1,387,279	1,411,020	1,458,415	1,499,416	1,511,638	1,582,369
	(1) 職員給与費	43,310	43,310	43,310	43,310	43,310	43,310	43,310	43,310	43,310	43,310
	基本給	24,952	24,952	24,952	24,952	24,952	24,952	24,952	24,952	24,952	24,952
	退職給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	18,358	18,358	18,358	18,358	18,358	18,358	18,358	18,358	18,358	18,358
	(2) 経費	342,342	343,400	344,574	346,570	350,916	353,146	353,968	354,203	355,026	355,848
	動力費	46,094	46,503	46,957	47,729	49,410	50,272	50,590	50,681	50,999	51,317
	修繕費	29,370	29,370	29,370	29,370	29,370	29,370	29,370	29,370	29,370	29,370
	材料費	1,073	1,073	1,073	1,073	1,073	1,073	1,073	1,073	1,073	1,073
	委託料	215,887	216,536	217,256	218,480	221,145	222,513	223,017	223,161	223,666	224,170
	その他	49,918	49,918	49,918	49,918	49,918	49,918	49,918	49,918	49,918	49,918
	(3) 減価償却費	1,016,525	1,009,801	981,186	979,976	993,053	1,014,564	1,061,137	1,101,903	1,113,302	1,183,211
	2. 営業外費用	95,463	80,042	66,098	54,141	47,490	42,832	42,088	42,286	41,967	46,141
	(1) 支払利息	95,463	80,042	66,098	54,141	47,490	42,832	42,088	42,286	41,967	46,141
	(2) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出計 (D)	1,497,640	1,476,553	1,435,168	1,423,997	1,434,769	1,453,852	1,500,503	1,541,702	1,553,605	1,628,510
	経常損益 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別利益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損失 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H) (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	流動資産 (J)	136,808	137,545	138,457	140,031	143,345	144,995	145,671	145,839	146,455	147,116
	うち未収金	96,982	97,719	98,631	100,205	103,519	105,169	105,845	106,013	106,629	107,290
	流動負債 (K)	656,979	616,386	567,000	598,752	542,302	562,126	440,696	351,017	458,064	414,219
	うち建設改良費分	532,766	487,573	429,075	380,571	333,659	290,072	210,631	178,546	179,607	172,556
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち未払金	69,968	72,234	80,154	160,235	150,521	213,754	186,097	140,462	252,626	215,673
	累積欠損金比率 (I)/((A)-(B))×100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)										
	営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	612,195	616,812	622,524	632,376	653,128	663,456	667,692	668,739	672,595	676,736
	地方財政法による資金不足の比率 (L)/(M)×100										
	健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)										
	健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)										
	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)										
	健全化法第22条により算定した資金不足比率 (N)/(P)×100										

表 10 資本的収支(公共下水道事業)(単位：千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
区 分												
資本的収支（税込）	資本的収入	1. 企業債	155,700	150,200	140,300	418,800	378,400	626,200	516,900	300,000	701,200	506,100
		うち資本費平準化債	90,200	76,300	35,800	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他会計補助金	240,064	248,149	256,714	249,969	197,891	151,582	83,427	0	0	0
		4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. 国（都道府県）補助金	65,550	73,950	104,550	418,825	378,445	626,280	516,998	337,229	778,382	632,507
		7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (A)	461,314	472,299	501,564	1,087,594	954,736	1,404,062	1,117,325	637,229	1,479,582	1,138,607
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		純計 (A)－(B) (C)	461,314	472,299	501,564	1,087,594	954,736	1,404,062	1,117,325	637,229	1,479,582	1,138,607
	資本的支出	1. 建設改良費	174,051	191,119	253,299	891,905	809,853	1,313,454	1,091,392	726,102	1,622,523	1,326,104
		うち職員給与費	41,822	42,090	43,070	53,126	51,834	59,765	56,268	50,515	64,632	59,964
		2. 企業償還還金	600,230	587,011	544,152	486,846	438,517	391,781	348,372	254,599	210,555	205,438
		3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	774,281	778,130	797,451	1,378,751	1,248,370	1,705,235	1,439,764	980,701	1,833,078	1,531,542		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)－(C) (E)		312,967	305,831	295,887	291,157	293,634	301,173	322,439	343,472	353,496	392,935	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	312,967	305,831	295,887	291,157	293,634	301,173	322,439	343,472	353,496	392,935	
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計 (F)	312,967	305,831	295,887	291,157	293,634	301,173	322,439	343,472	353,496	392,935	
補填財源不足額 (E)－(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)		5,227,677	4,775,055	4,326,125	4,199,696	4,091,192	4,278,815	4,401,556	4,350,483	4,793,273	5,073,845	

表 11 他会計繰入金(公共下水道事業)(単位：千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分											
収益的収支	収益的収支	180,057	153,941	125,515	100,972	80,392	75,175	92,283	112,795	119,391	159,709
	うち基準内繰入金	142,292	115,490	86,214	60,205	36,505	29,743	46,235	66,587	71,451	110,127
	うち基準外繰入金	37,765	38,451	39,301	40,767	43,887	45,432	46,048	46,208	47,940	49,582
資本的収支	資本的収支	240,064	248,149	256,714	249,969	197,891	151,582	83,427	0	0	0
	うち基準内繰入金	12,816	9,178	5,202	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	227,248	238,971	251,512	249,969	197,891	151,582	83,427	0	0	0
合 計		420,121	402,090	382,229	350,941	278,283	226,757	175,710	112,795	119,391	159,709

表 12 収益の収支(農業集落排水事業)(単位：千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分											
収益的 収支 (税抜)	収益的収入										
	1. 営業収益 (A)	38,663	39,290	39,961	40,543	41,035	41,706	42,154	42,601	43,004	43,451
	(1) 料金収入	38,663	39,290	39,961	40,543	41,035	41,706	42,154	42,601	43,004	43,451
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 営業外収益	285,628	274,869	266,032	250,327	257,719	268,903	282,008	290,368	300,344	310,409
	(1) 補助金	118,744	111,539	105,991	101,635	105,697	110,482	116,335	119,574	124,109	128,816
	他会計補助金	118,744	111,539	105,991	101,635	105,697	110,482	116,335	119,574	124,109	128,816
	その他補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入	166,883	163,329	160,040	148,691	152,021	158,420	165,672	170,793	176,234	181,592
	(3) その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	収入計 (C)	324,291	314,159	305,993	290,870	298,754	310,609	324,162	332,969	343,348	353,860
	収益的支出										
	1. 営業費用	294,352	286,180	279,994	266,790	275,421	287,927	301,881	311,459	322,240	333,089
	(1) 職員給与費	15,951	15,951	15,951	15,951	15,951	15,951	15,951	15,951	15,951	15,951
	基本給	8,874	8,874	8,874	8,874	8,874	8,874	8,874	8,874	8,874	8,874
	退職給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	7,077	7,077	7,077	7,077	7,077	7,077	7,077	7,077	7,077	7,077
	(2) 経費	50,804	50,994	51,198	51,378	51,533	51,736	51,880	52,012	52,131	52,275
	動力費	11,868	12,058	12,262	12,442	12,597	12,800	12,944	13,076	13,195	13,339
	修繕費	3,549	3,549	3,549	3,549	3,549	3,549	3,549	3,549	3,549	3,549
	材料費	2,147	2,147	2,147	2,147	2,147	2,147	2,147	2,147	2,147	2,147
	委託料	25,340	25,340	25,340	25,340	25,340	25,340	25,340	25,340	25,340	25,340
	その他	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900
	(3) 減価償却費	227,597	219,235	212,845	199,461	207,937	220,240	234,050	243,496	254,158	264,863
	2. 営業外費用	29,939	27,979	25,999	24,080	23,333	22,682	22,281	21,510	21,108	20,771
	(1) 支払利息	29,939	27,979	25,999	24,080	23,333	22,682	22,281	21,510	21,108	20,771
	(2) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出計 (D)	324,291	314,159	305,993	290,870	298,754	310,609	324,162	332,969	343,348	353,860
	経常損益 (C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別利益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損失 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損益 (F) - (G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度純利益 (又は純損失) (E) + (H) (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	流動資産 (J)	9,384	9,489	9,602	9,700	9,783	9,895	9,971	10,046	10,114	10,189
	うち未収金	6,503	6,608	6,721	6,819	6,902	7,014	7,090	7,165	7,233	7,308
	流動負債 (K)	114,328	116,158	115,340	143,572	133,377	135,140	110,420	110,344	112,640	112,468
	うち建設改良費分	104,621	106,927	104,388	104,949	92,859	92,236	76,765	74,438	76,665	77,843
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち未払金	9,109	7,665	8,261	34,821	35,750	37,700	28,244	30,441	30,455	29,049
	累積欠損金比率 (I) / ((A) - (B)) × 100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)										
	営業収益 - 受託工事収益 (A) - (B) (M)	38,663	39,290	39,961	40,543	41,035	41,706	42,154	42,601	43,004	43,451
	地方財政法による資金不足の比率 (L) / (M) × 100										
	健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)										
	健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)										
	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)										
	健全化法第22条により算定した資金不足比率 (N) / (P) × 100										

表 13 資本的収支(農業集落排水事業)(単位：千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分											
資本的収支 (税込)	1. 企業債	27,200	33,500	41,100	147,300	145,900	135,300	86,600	90,500	90,500	84,400
	うち資本費平準化債	20,800	33,500	38,600	37,700	32,300	13,500	5,400	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	14,842	15,813	17,088	36,105	38,075	40,201	40,094	26,295	18,801	15,521
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	6,400	0	2,500	109,692	113,602	121,872	81,208	90,576	90,576	84,469
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	48,442	49,313	60,688	293,097	297,577	297,373	207,902	207,371	199,877	184,390
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	48,442	49,313	60,688	293,097	297,577	297,373	207,902	207,371	199,877	184,390
	資本的支出										
	1. 建設改良費	12,800	0	5,000	236,788	244,742	261,566	178,840	197,898	197,898	185,476
	うち職員給与費	0	0	0	17,405	17,540	17,824	16,426	16,748	16,748	16,538
資本的収支 (税別)	2. 企業債償還金	96,356	105,219	108,493	107,079	108,751	97,627	97,440	82,176	79,903	82,185
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	109,156	105,219	113,493	343,867	353,493	359,193	276,280	280,074	277,801	267,661
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	60,714	55,906	52,805	50,770	55,916	61,820	68,378	72,703	77,924	83,271
	補填財源										
	1. 損益勘定留保資金	60,714	55,906	52,805	50,770	55,916	61,820	68,378	72,703	77,924	83,271
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (F)	60,714	55,906	52,805	50,770	55,916	61,820	68,378	72,703	77,924	83,271
	補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業債残高 (H)	1,791,360	1,727,906	1,662,819	1,700,501	1,738,211	1,763,794	1,752,105	1,744,956	1,753,134	1,753,694

表 14 他会計繰入金(農業集落排水事業)(単位：千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分											
収益的収支		118,744	111,539	105,991	101,635	105,697	110,482	116,335	119,574	124,109	128,816
	うち基準内繰入金	93,535	86,767	81,686	77,732	82,131	87,384	93,541	97,095	101,914	106,924
	うち基準外繰入金	25,209	24,772	24,305	23,903	23,566	23,098	22,794	22,479	22,195	21,892
資本的収支		14,842	15,813	17,088	36,105	38,075	40,201	40,094	26,295	18,801	15,521
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	14,842	15,813	17,088	36,105	38,075	40,201	40,094	26,295	18,801	15,521
合 計		133,586	127,352	123,079	137,740	143,772	150,683	156,429	145,869	142,910	144,337